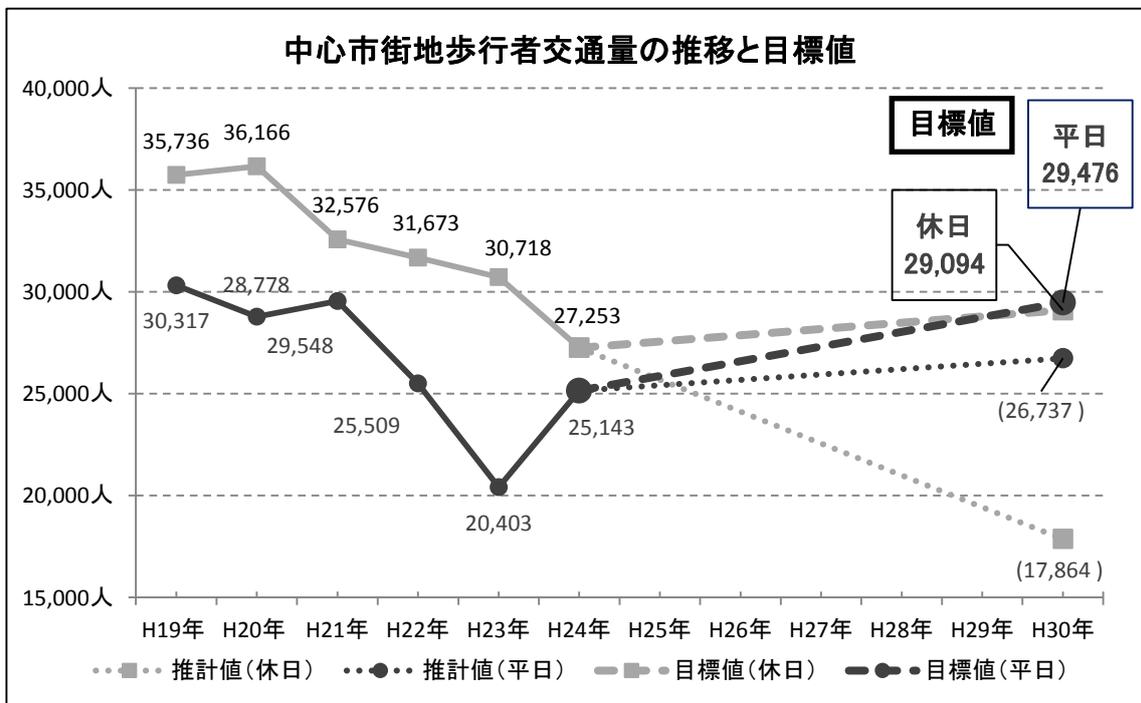


本計画において、中心市街地区域外から「市庁舎」、駅北再開発ビルの核施設として「市立図書館」等の移転開設が位置づけられている。

現庁舎の「来庁者数に関する調査結果」（平成 23 年 5 月実施）によると、来庁者は 1 日最大で約 1,700 人、最小でも約 1,300 人となっており、職員数約 660 人を加えると、市庁舎移転により少なくとも約 2,000 人及び商業関連来客等の昼間人口増加がもたらされることとなる。また、移転する図書館についても既存施設より交通利便性が改善され、利用者の増加が見込まれる。

この 2 施設の移転・整備効果や新規施策の展開により、まちなか居住を推進することによる居住者の移動要因や、現状においても増加の傾向が見られる飲食店の新規出店、2 施設移転に伴う新たなビジネスの創造等も勘案することができる。

よって、これらの背景を踏まえ、著しい減少の抑止を目途とした中心市街地歩行者交通量（歩行者と自転車の合計）の目標を設定するものである。



歩行者交通量の内訳

項目	平日	休日
基準年（平成 24 年）歩行者交通量	25,143	27,253
①新市庁舎への徒歩来庁者	1,044	154
②新市庁舎周辺駐車場利用での徒歩来庁者	756	112
③新市庁舎に通勤する職員数	1,154	42
④新市庁舎に入居する店舗の徒歩来客数	2,458	3,219
⑤土浦駅前北地区市街地再開発施設への 徒歩来館者数	1,009	1,323
⑥まちなか居住人口増加効果	962	962
⑦空店舗・空ビル対策効果	900	1,178

⑧公共交通機能強化の効果	180	235
⑨中心市街地観光入込客数	46	86
小計	33,652	34,564
⑩イトーヨーカドー土浦店徒歩来店者数	△4,176	△5,470
歩行者交通量目標値	29,476	29,094

[原単位]

④「交通手段別分担率」は平成20年パーソントリップによる土浦市中部の分担率を採用する。

鉄道	バス	自動車	二輪車	自転車	徒歩	合計
8.3%	2.3%	63.6%	1.6%	8.2%	16.0%	100.0%

⑤「歩行者等交通分担率」＝34.8%（鉄道、バス、自転車、徒歩の計）

⑥「自動車関連補正係数」＝63.6%×関連駐車場補正係数0.397*₁＝0.252

*₁ 土浦駅東西の市営駐車場を利用し、同施設から徒歩で市役所等の施設に来訪する人も駅前の調査ポイントを通過するため、歩行者交通量に見込む。中心市街地活性化基本計画認定都市である大仙市の事例より自家用車ルートの関連駐車場補正係数0.397と設定する

⑦「平日：休日比」*₂＝休日3,800人÷平日2,900人＝1.31

*₂ 土浦駅北地区市街地再開発施設の計画利用者数より設定

⑧人数算出方法：往復分の「2」を乗じる前に、小数点以下の値を切り捨てて整数とする。

[基準年現況値] 平成24年 平日 25,143人/日 : 休日 27,253人/日

[増加要因]

①新市庁舎への徒歩自転車による来庁者（往復分）：**平日 1,044人/日** **休日 154人/日**

・日平均来庁者（最大値と最小値の中間値）＝1,500人/日

・平日の来庁者 1,500人/日×34.8%(歩行等交通分担率)×2(往復)＝**1,044人/日**

・休日の来庁者は、平成23年度に本庁における各種証明の休日取扱件数187件から同行者等も勘案し、224人(2割増)と設定する。

・休日の来庁者 224人/日×34.8%(歩行等交通分担率)×2(往復)＝**154人/日**

②新市庁舎周辺駐車場利用での徒歩来庁者（往復分）：**平日 756人/日** **休日 112人/日**

・平日来庁者 1,500人/日×0.252(自動車関連補正係数)×2(往復)＝**756人/日**

・休日来庁者 224人/日×0.252(自動車関連補正係数)×2(往復)＝**112人/日**

③新市庁舎に通勤する職員等：**平日 1,154人/日** **休日 42人/日**

・平日の職員数 660人

・通勤手段割合については、ウララビルの駐車場は市役所来庁者、公用車、商業施設利用者、一般人の月極に振り分けられると想定され、職員は他の場所に駐車場を確保することが考えられる。ただし、調査ポイントの無い八間通り方向からの通勤者も想定されることから、次の2方面で設定する。

・平日の職員 駅東方面 660人/日×27.1%*₁×2(往復)＝356人/日

駅西中央方面 660人/日×60.6%*₁×2(往復)＝798人/日

上記合計=**1,154 人/日**

・ 休日の職員数は平日の 3.86%^{*2}を見込む 660 人×3.86%=25 人

・ 休日の職員 駅東方面 25 人/日×27.1%^{*1}×2 (往復) =12 人/日

駅西中央方面 25 人/日×60.6%^{*1}×2 (往復) =30 人/日

上記合計=**42 人/日**

*1：平成 23 年度都市計画基礎調査地区別土地利用面積より地区別の駐車場用地面積割合を用いる。

方面名	該当町丁目	駐車場用地面積 (ha)	割合 (%)
駅東方面	有明町、港町一丁目、川口二丁目	5.1	27.1%
駅西中央方面	大和町、中央一丁目、中央二丁目、城北町、東崎町、川口一丁目、大手町、桜町一丁目の一部、桜町四丁目の一部	11.4	60.6%
駅西桜町方面	桜町一丁目の一部、桜町二丁目、桜町三丁目、桜町四丁目の一部、大町、千束町	2.3	12.3%
合 計		18.8	100.0%

*2：H24 年度における休日等勤務者の割合は 3.86% 土浦市人事課調べ

④新市庁舎に入居する店舗への徒歩来客数：**平日 2,458 人/日** **休日 3,219 人/日**

・「土浦市新庁舎整備基本計画に関するオープンハウス」において、食品スーパーを中心とした最寄品を扱う商業施設の入居要望が多く出されており、商業エリアに関しては当該業種を中心としたフロア構成を仮定する。

・その場合、一日当たりの来客数は、以下のように算出される。

・商業フロアの専有面積：2459.46 m²*1≒745.3 坪…①

・食品スーパーの販売効率：256 千円/月・坪*2…②

・客単価：1.8 千円/人*2…③

・月間販売額想定 (①×②)：190,796 千円/月…④

・一日当たり来客数 (④÷30 日÷③)：3,533 人/日…⑤

・なお、自家用車の来客者はウララの駐車場を利用するため、調査地点を通過しないため見込まない。

・平日来客者 3,533 人×34.8%(歩行等交通分担率)×2(往復)=**2,458 人/日**

・休日来客者 2,458 人×1.31(平日・休日比)=**3,219 人/日**

*1：「土浦市新庁舎整備基本計画(案)」(平成 25 年 1 月、土浦市)より

*2：「食品スーパーの経営活性化支援プログラム」(中小企業診断協会神奈川県支部 [食品スーパー研究会])

*3：「平成 22 年スーパーマーケット年次統計調査」(日本スーパーマーケット協会等)

⑤土浦駅前北地区市街地再開発施設への徒歩来館者数：

平日 1,009 人/日 **休日 1,323 人/日**

・土浦駅前北地区再開発施設には図書館、事務所、商業、その他の公共公益施設の導入が計画されており、各施設への交通手段別・平日休日別の来館者数が以下のように設定されている。

・施設計画では、発生集中交通量により必要駐車台数は 76 台と算出され、78 台分の駐車スペースが計画されていることから、二輪車及び自動車による来館者は見込まない。

・なお、土浦駅前北地区再開発事業の資料作成時に往復分(入出分)を見込んでいる。

・平日来館者=**1,009 人/日**

・休日来館者=**1,323 人/日**

交通手段別・平日休日別の開発交通量（施設への往復交通量） (人)

	鉄道	バス	自転車	徒歩	自動車	二輪車	合計	徒歩等計
平日合計	242	66	237	464	1,844	47	2,900	1,009
休日合計	317	86	310	610	2,416	61	3,800	1,323

土浦駅前北地区再開発事業の資料より

⑥まちなか居住人口増加効果 : **平日・休日共 962 人/日**

- ・指標 3. 政策人口増加に伴う歩行者増 481 人。
 - ・居住人口のうち、通勤、通学、買い物、散歩、用事等により、中心市街地に出向く方の割合を 100%とし、一度は計測地点を最低 1 地点は通過*1 するとして往復分を見込む。
 - ・平日・休日共居住者 481 人/日×100%（歩行者＋自転車）×2（往復）=**962 人/日**
- *1：中心市街地活性化基本計画認定都市である北海道函館市、旭川市、静岡県藤枝市の事例より設定。

⑦空き店舗・空きビル対策効果 : **平日 900 人/日 休日 1,178 人/日**

「中心市街地新規出店者育成支援事業」による効果：

（従業員平均 5.2 名*1＋一日平均来客想定 67.6 名*2）×5 店舗*3=364 人/日

「中心市街地オフィス開業支援事業」による効果

（従業員平均 9.6 名*4＋一日平均来客想定 67.6 名*5）×5 オフィス*3=386 人/日

- ・来店者の交通手段割合は、歩行者等交通分担率 34.8%とし、往復分を見込む。
- ・平日来店者 { (750 人/日×34.8%(歩行等交通分担率)) + (750 人/日×0.252 (自動車関連補正係数)) } ×2 (往復) = (261 人+189 人)×2=**900 人/日**
- ・休日来店者=(261 人+189 人)×1.31 (平日・休日比)×2=**1,178 人/日**

*1：店舗従業員：平成 19 年商業統計「商業集積地区（商店街）の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業所数、大店舗数、大店舗内事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積」より、以下のように設定する。

- ・中心市街地の商店街平均 1 店舗当たりの従業者=1,977÷380 人=**5.2 人/店**

（土浦駅前商店街、中央商店街、桜町商店街、八間通り商店街、ショッピングモール 505 商店街、土浦駅ビル商店街、本町通り商店街、城北町・東崎町商店街、川口町商店街、土浦駅東口商店街）

商店街名	事業所数	従業者数 (人)	一事業所当たり従業員数	年間商品販売額(百万円)	売場面積 (㎡)
10 商店街合計	380	1,977	5.2	27,738	37,532

*2：一店舗当たりの来客者数

・一店舗当たりの年間販売額≒27,738,000 千円÷380 店≒72,994.7 千円/年

・一店舗当たり平均月販売額≒72,994.7 千円÷12 ヶ月≒6,082.9 千円/月

・一店舗当たり平均日販売額≒6,082.9 千円÷30 日≒202.7 千円/日

・消費単価：平成 21 年度全国消費実態調査「地区別 1 世帯当たり 1 ヶ月間の収入と支出」本市の消費支出は 310,502 円、世帯人員 3.40 人（全市対象）となっている。1 日 1 人の消費単価を次のように設定する。

310,502÷30 日÷3.4 人=3,044 円≒3.0 千円/日

・一日当たり来客数：202.7 千円÷3.0 千円≒**67.6 人/日**

*3：他都市の事例を参考に新規事業の制度設計を行った。

*4: オフィス従業員: 平成 22 年国勢調査「経営組織 (2 区分), 産業 (大分類)・従業者規模 (6 区分) 別全事業所数及び男女別従業者数—市区町村, 町丁・大字」より、以下のように設定する。

・ 12,629 人 ÷ 1,307 所 = **9.6 人/社**

C~R 非農林漁業 (S 公務を除く)					
町丁目名	事業所数	従業員数	町丁目名	事業所数	従業員数
有明町	34	660	城北町	77	910
大手町	77	462	中央 1 丁目	123	759
川口 1 丁目	126	1,126	中央 2 丁目	134	1,189
川口 2 丁目	37	471	東崎町	59	318
桜町 1 丁目	176	1,910	港町 1 丁目	110	1,185
桜町 3 丁目	105	626	大和町	193	2,490
桜町 4 丁目	56	523	合計	1,307	12,629

⑧公共交通機能強化の効果:

平日 180 人/日

休日 235 人/日

- ・ コミュニティ交通導入事業 (土浦市地域公共交通活性化協議会) 等による整備効果。「キラちゃん」の平均乗客数 410 人/日。
- ・ 中心市街地への利用者 22%*1 増加を見込む。
- ・ 平日来街者 410 人/日 × 22% × 2 (往復) = **180 人/日**
- ・ 休日来街者 180 人/日 × 1.31 (平日・休日比) = **235 人/日**

*1: 平成 17 年度から平成 24 年度までのデータを基に最小二乗法で平成 30 年度を推計し、増加率を用いる。

増加率 = (平成 30 年度 192,411 人 - 平成 24 年度 157,598 人) ÷ 平成 24 年度 157,598 人 × 100 = **22%**
 推計式 $y = 5506.1667 \times x$ (西暦年) - 10919033.75

⑨中心市街地観光入込客数:

平日 46 人/日

休日 86 人/日

- ・ 指標 3. 観光関連施設利用者数の増加を見込む。
- ・ (平成 30 年 113,039 人/年 - 平成 22 年 89,461 人/年) ÷ 8 年 × 5 年 = 14,736 人/年 ÷ 365 日 = 40 人/日
- ・ 来訪者の交通手段: 歩行者等交通分担率 34.8% とし、往復分を見込む。
- ・ 平日来館者 { (40 人/日 × 34.8% (歩行等交通分担率)) + (40 人/日 × 0.252 (自動車関連補正係数)) } × 2 (往復) = (13 人 + 10 人) × 2 = **46 人/日**
- ・ 交流政策的付加人口分: 土日曜・祝日 117 日 = 4,453 ÷ 117 日 = 38 人
- ・ 休日来館者 = ((13 人 + 10 人) × 1.31 (平日・休日比)) + 交流付加人口 38 人 × 34.8% (歩行等交通分担率) × 2 = (30 人 + 13 人) × 2 = **86 人/日**

平日: ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ = 8,509 人/日 (A)

休日: ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ = 7,311 人/日 (A)

[減少要因]

徒歩によるイトーヨーカドー土浦店来店者: **平日 4,176 人/日** **休日 5,470 人/日** (B)

- ・ レジ精算者数 6,000 人
- ・ 来客のうち歩行等による来店者を 34.8% (歩行等交通分担率)

- ・平日来店者 6,000 人/日 × 34.8% = 2,088 人 × 2 (往復) = 4,176 人
- ・休日来店者 4,176 人/日 × 1.31 (平日・休日比) = 5,470 人

[目標]

基準年平成 24 年推計歩行者通行量(人/日) + 増加要因(A) - 減少要因(B)

平日 = 25,143 + 8,509 - 4,176 = 29,476 人/日

休日 = 27,253 + 7,311 - 5,470 = 29,094 人/日

この結果から、様々な事業創出により減少幅を抑止することで、平成 30 年度の日平均中心市街地歩行者交通量を東日本大震災被災前の水準に近似する 平日 29,476 人/日、休日 29,094 人/日 を目標として設定する。

また、歩行者交通量の増加に資すると期待される平成 30 年度実施事業として、(仮) 桜町三丁目横丁テナントミックス事業を追加する。

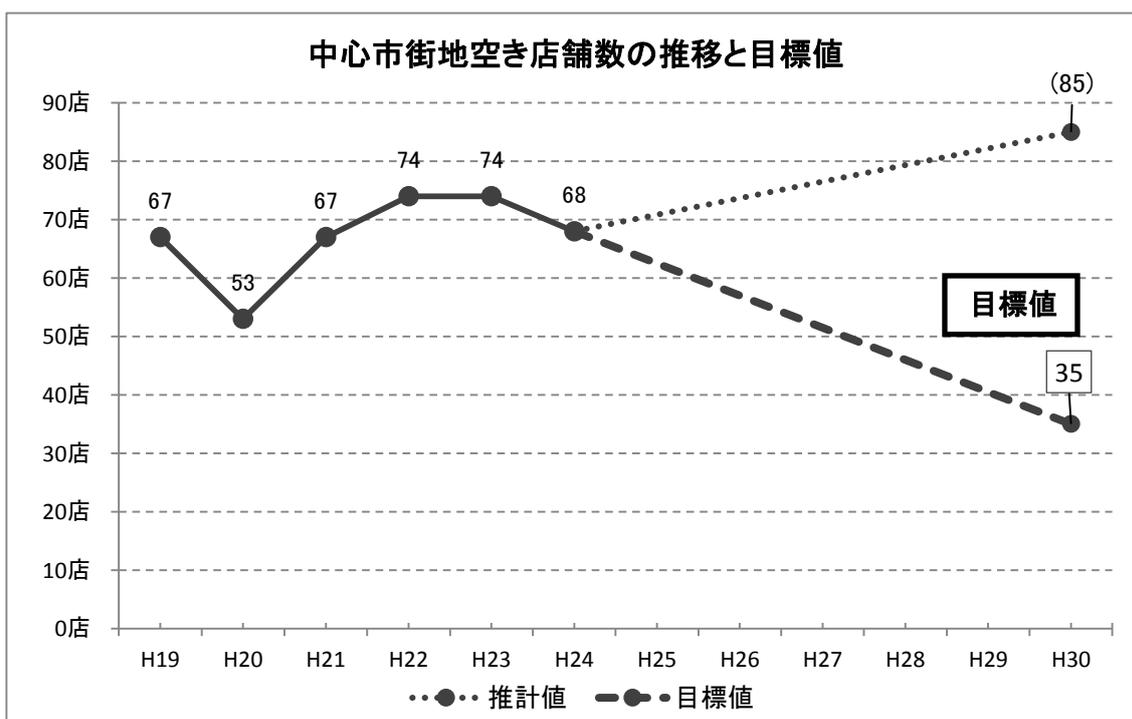
[フォローアップの考え方]

歩行者・自転車通行量については、毎年調査を実施・報告を行うものとし、必要に応じて改善策を実施する。

(2) 商業業務機能の活性化を図る視点：中心市街地空き店舗数

毎年「中心市街地空き店舗の状況調査」を実施しているところであるが、中心市街地の賑わい創出の面からも、空き店舗数の増加を抑止していく必要がある。

このため、本市では本計画において、空き店舗・空き事務所への開業支援として家賃補助を行うことにより、魅力ある商店街を創出するため、空き店舗数の目標を設定するものである。



平成 30 年推計値(ア)	85 店
政策的空き店舗減少数(イ)	△50 店
①中心市街地新規出店者育成支援事業及び中心市街地オフィス開業支援事業による空き店舗減少数	
合計・目標値(ア)-(イ)	35 店

[推計値] 中心市街地空き店舗数 平成 30 年 85 店/年(ア)

現状のままで、新たに中心市街地の空き店舗対策に取り組まない場合、平成 19 年度から平成 24 年度の数値を基に最小二乗法を用いて推計すると、空き店舗数は年々増加し、平成 24 年度の 68 店舗から、平成 30 年度には 85 店舗と新たに 17 店舗の空き店舗が発生すると推計される。

最小二乗法 推計式 $y = 2.1429 \times x$ (西暦年) $- 4238.905$

[政策的空き店舗減少数(イ)]

①空き店舗対策効果：空き店舗減少数 △50 店

「中心市街地新規出店者育成支援事業」及び「中心市街地オフィス開業支援事業」による効果：年間限度件数として 5 店舗と 5 事務所の計 10 店舗/年間を見込む。

なお、空き店舗への新規出店者及び開業者が計画期間中に撤退しないことを前提とする。

空き店舗減少数 = 10 店舗 (5 店舗 + 5 事務所) / 年間 * 1 × 5 ヶ年 = 50 店

*1：中心市街地活性化基本計画認定都市である北海道旭川市、富山県高岡市、新潟県長岡市、鳥取県鳥取市などの事例より設定。

【参考 新規事業（仮称）土浦市中心市街地開業支援事業（案）の概要】

事業名	対象エリア	事業期間	事業概要
中心市街地新規出店者育成支援事業（案）	本計画において中心市街地に位置付けられたエリア全域	平成 26 年度～平成 30 年度（5 年間）	主に昼間営業を行う物販及び飲食・サービス業等で店舗を開業するために必要な家賃補助
中心市街地オフィス開業支援事業（案）			主に昼間営業を行う事務所で入居のために必要な家賃補助

[フォローアップの考え方]

中心市街地空き店舗数については、毎年調査を実施・報告を行うものとし、必要に応じて改善策を実施する。

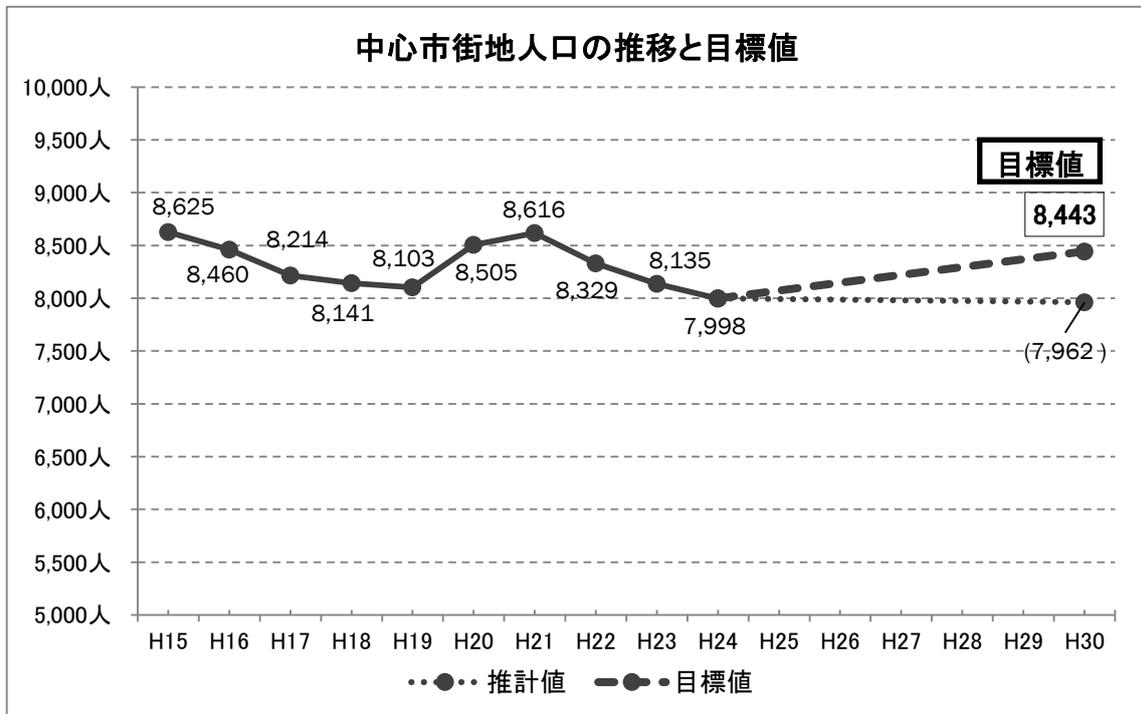
(3) まちなか居住人口増加を図る視点：中心市街地居住者人口

中心市街地においては、大規模小売店舗撤退に伴う遊休地活用等による分譲マンション（4 棟）が建設され、一時的には人口増加をもたらした。しかし、過去 10 年間の傾向は 627 人の減少で、通年減少率 7.3%、年平均減少率 0.7%と定常的な人口減少は続いており、それらを抑止していく必要がある。

本市では本計画において、独自のまちなか定住促進策を図ることとしている。その内容は、共同住宅の建設に対する補助、中心市街地における住宅の建替え・購入に対する補助、賃貸住宅居住者に対する家賃補助である。

こうした直接的な中心市街地への居住誘導策とともに、市庁舎・図書館の移転等生活利便

施設の進出や、それに伴うビジネス・店舗の創出等が期待でき、減少幅を抑止する効果を期待できるものとする。よって、これらの背景を踏まえ、中心市街地居住者人口の目標を設定するものである。



平成 30 年推計値(ア)	7,962 人
政策増加人口	
①共同住宅建設促進事業補助による居住人口増加数	575 人
②まちなか住宅建替え・購入補助による居住人口増加数	230 人
③まちなか賃貸住宅家賃補助による居住人口増加数	103 人
政策増加人口小計	903 人
実質政策増加人口(イ) = 政策増加人口①+②×転入率+③	481 人
合計・目標値(ア)+(イ)	8,443 人

[推計値] 中心市街地居住者人口 平成 30 年 **7,962 人/年(ア)**

現状のまま、新たに中心市街地の定住促進対策に取り組まない場合、平成 15 年度から平成 24 年度の数値を基に最小二乗法を用いて推計すると、中心市街地人口は年々減少し、平成 24 年度の 7,998 人から、平成 30 年度には 7,962 人と新たに 36 人減少すると推計される。

$$\text{最小二乗法 推計式 } y = -33.4303 \times x \text{ (西暦年)} + 75423.933$$

[原単位]

平均一世帯人員数：2.3 人/世帯と設定。

本市の平成 24 年 10 月の常住人口の平均一世帯人員数は 2.5 人/世帯となっているが、「中心市街地活性化の取組に関する診断・助言等支援事業」において平成 24 年度に実施されたまちづくりアンケート調査の結果、大規模マンション居住者の世帯人員数は約 2.3 人/世帯となっている。駅周辺地区においては、通勤や生活環境の利便性等により、単身者や高齢者世帯の入居率も比較的高く、全市平均一世帯人員数よりやや低い結果になっている。

[増加要因]

①まちなか定住促進事業【共同住宅建設促進事業補助事業】による居住人口増加数

・年間 50 世帯*1×2.3 人/世帯×5 か年=575 人(a)

*1: 共同住宅建設事業補助事業については、中心市街地活性化基本計画認定都市である富山県富山市、富山県高岡市共に年間 50 世帯の事例を参考に、新規事業の制度設計を行っている。

②まちなか定住促進事業【まちなか住宅建替え・購入補助事業】(新築・中古一戸建・建売・分譲マンション等)による居住人口増加数

・(年間 20 世帯*2×5 か年=100 世帯) ×2.3 人/世帯=230 人(b)

*2: まちなか住宅建替え・購入補助事業については、中心市街地活性化基本計画認定都市である青森県八戸市年間 20 世帯や富山県富山市、富山県高岡市、岐阜県大垣市等の事例を参考に、新規事業の制度設計を行っている。

③まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助事業】(新婚・子育て世帯等対象)による居住人口増加数

・平成 26 年度新規 20 世帯*3、平成 27 年度新規 5 世帯追加、平成 28 年度新規 5 世帯追加、平成 29 年度新規 10 世帯追加・既存 20 世帯削除、平成 30 年度新規 5 世帯追加の 5 ヶ年補助対象合計 45 世帯 (一世帯当たり 3 年間の家賃補助を想定。)

・5 ヶ年補助対象合計 45 世帯×2.3 人/世帯=103 人(c)

*3: まちなか賃貸住宅家賃補助事業については、中心市街地活性化基本計画認定都市である和歌山県田辺市年間 20 世帯 54 か月間や、島根県松江市年間 20 世帯 36 か月等の事例を参考に、新規事業の制度設計を行っている。

上記合計 575 人(a) +230 人(b)+103 人(c)=908 人(d)(5 年間の政策増加人口)

④実質政策増加人口：市外からの転入率 47%と設定

政策増加人口の内、実質的に市内に流入する人口については、前記アンケート調査における直前の居住地調べでは、中心市街地地区及び市内との回答の割合が約 53%となっているため、市外からの転入率を 47%と設定する。

なお、③まちなか定住促進事業【まちなか賃貸住宅家賃補助事業】については、対象者を市外からの転入してくる人に限定するため、市外からの転入率は 100%とする。

・**実質政策増加人口(i) = (5 年間の政策増加人口) ((a)575 人+(b)230 人) ×転入率 47%+(c)103 人=481 人**

[目標値]

平成 30 年度中心市街地居住者人口：推計値(7)7,962 人+実質政策増加人口(i)481 人=8,443 人と設定する。

【参考 新規事業(仮称)まちなか定住促進支援事業(案)の概要】

事業名	対象エリア	事業期間	事業概要
「まちなか共同住宅建設促進事業補助」(案)	本計画において中心市街地に位置付けられたエリア全域	平成 26 年度～平成 30 年度(5 年間)	中心市街地エリア内で共同住宅(アパート・マンション等)を建築する者に対して、一定額の補助を行うことにより、まちなかの共同住宅立地を支援する。
「まちなか住宅建替え・購入補助」(案)			中心市街地エリア内の住宅建替え、または住宅を購入する者に対して、一定額の補助を行うこ

「まちなか賃貸住宅家賃補助」(案)		とにより、中心市街地での住宅取得を支援する。 土浦市外から中心市街地エリア内の民間賃貸住宅に住み替える世帯のうち、新婚世帯または子育て中の世帯等に対して家賃の一部を補助し、中心市街地への定住促進を図る。
-------------------	--	--

[フォローアップの考え方]

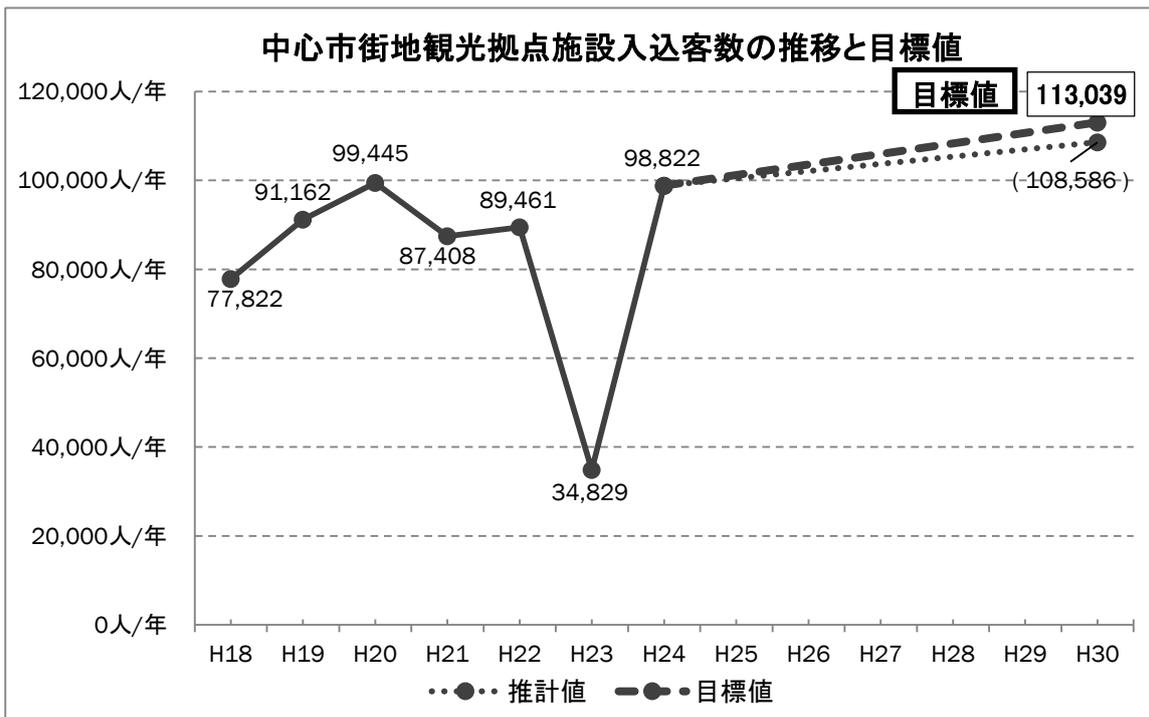
中心市街地居住者人口は、5年に一度実施される国勢調査のデータをもとに、毎月の増減データを反映させた推計人口のうち、毎年10月1日現在のものを当該年の居住者人口として捉えていることから、毎年その実績値を把握し、進捗状況を確認・報告するとともに、達成状況を検証しながら、必要に応じて事業効果を促進する措置を講じる。

(4) 観光来街者等交流人口増加を図る視点：観光関連施設利用者数

本市は、中心市街地内に亀城公園周辺の歴史資源、中城通りの歴史的景観、霞ヶ浦の湖上観光など多くの観光資源をもつ都市である。今後の経済発展を考えると、域内の消費循環だけでなく、域外からの交流人口を増加させ、経済効果をどう高めていくかが課題といえる。「全国花火競技大会」「かすみがうらマラソン」といった大規模イベントの対応力を考慮すると、年間を通して観光交流人口を確保していくことが重要であるといえる。

このようなことから、新たな観光インフラの整備、観光客に対する各種利便サービスを向上する等によって、増加傾向にある観光交流人口をより一層増やすことを前提に、観光関連施設の利用者数の目標を設定するものである。

まちかど蔵（大徳蔵、野村蔵）及び物産販売所「きらら館」については、平成18年度から平成22年度のデータに基づく最小二乗法による推計値が平成30年度で108,586人と算出されることから、政策付加交流人口に4,453人を加算し、目標値を113,039人と設定する。



平成 30 年推計値(ア)	108,586 人
政策的付加交流人口(イ)	4,453 人
合計・目標値(ア)+(イ)	113,039 人

[推計値] 平成 30 年 108,586 人/年—(ア)

現状のままで、新たな観光振興対策に取り組まない場合、平成 18 年度から平成 23 年度の数値を基に最小二乗法を用いて推計すると、観光拠点施設交流人口は年々増加し、平成 24 年度の 98,822 人から、平成 30 年度には 108,586 人と新たに 9,764 人増加すると推計される。

なお、平成 23 年度については東日本大震災の被災により、まちかど蔵野村蔵の 1 年間の休館や大徳蔵の営業縮小等の影響で入り込み客数が極端に減少したため、特異値として扱い基礎データには含めていない。

・最小二乗法 推計式 $y = 1,952.4000 \times x$ (西暦年) + 383,1359.600

[政策的付加交流人口]

・交流付加人口割合を 5%と設定して、5ヶ年平均交流人口に乗じて求める。(ただし、土日曜・祝日のみで見込む。)

➤水質浄化噴水施設整備促進事業により、霞ヶ浦の水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水を交流人口増加の起爆剤として整備を促進し、土浦駅前をはじめとする中心市街地に賑わいが創出されれば、民間投資を呼び込むことも可能となり、経済活力を向上させる波及効果をもたらす。

➤川口二丁目地区整備事業により、公共と民間の連携により、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、中心市街地における憩いの場として市民に広く開放されるとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出し、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する。また、公共サイン整備事業等を行うことで、観光施設等への案内をスムーズに誘導し、来街者のアクセス性や回遊性を高める。

➤観光関連施設の利用者数を増加させるため、新たに、駅前でのレンタサイクル事業に取り組むほか、土浦の雛まつりやカレーフェスティバル、まちなか元気市等のイベント時にスタンプラリーなどを行い、参加者が、まちかど蔵をはじめとした観光関連施設へも立ち寄ってもらえるような仕掛けづくりを検討し、回遊性を高める。

・ $89,059 \text{ 人} \times 5\% = 4,453 \text{ 人/年}—(イ)$

[目標値]

(ア)108,586 人+(イ)4,453 人=平成 30 年度観光関連施設交流人口を 113,039 人と設定する。

観光施設入館者数

(人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 H18 年度 ～平成 22 年度 の平均
まちかど蔵「大徳」	32,813	36,902	40,866	34,621	36,929	20,550	36,426
まちかど蔵「野村」	26,680	35,975	38,823	32,890	34,814		33,836
きらら館	18,329	18,285	19,756	19,897	17,718	14,279	18,797
合計	77,822	91,162	99,445	87,408	89,461	34,829	89,059

※まちかど蔵「大徳」はH23年度は震災の影響による建物改修等のため4月～H24.1月まで規模縮小して、営業。

※まちかど蔵「野村」はH23年度は震災の影響による建物改修のため、休館。

[フォローアップの考え方]

観光施設入館者数は、毎年毎月集計を実施しており、毎年3月31日現在のものを当該年の観光施設入館者数として捉えていることから、毎年その実績値を把握し、進捗状況を確認するとともに、毎年報告を行い、達成状況を検証しながら、必要に応じて事業効果を促進する措置を講じるものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【1】市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、亀城公園を中心とした城下町と JR 土浦駅を中心とした駅前地区の 2 拠点と、それを連絡する駅前通りに商業・業務・サービス・行政等の多様な都市機能が集積している。また、JR 土浦駅東口に近接する霞ヶ浦湖畔は観光拠点として、スポーツ・レクリエーション、宿泊等の都市機能が集積している。

昭和 58 年、土浦駅ビルの竣工と土浦駅の橋上化とともに東西の自由通路が開設され、昭和 60 年には、つくば市と連絡する高架道路と下部にモール 505 が建設された。また、平成 9 年には土浦駅前地区市街地再開発事業により、再開発ビルウララと駅前広場の整備など、交通結節点の機能強化を進めてきた。しかし、依然として自動車への依存が高く、中心地区の幹線道路、街区の道路ともに狭隘なため、中心市街地へ集中する自動車交通量を円滑に処理することを目的に、中心市街地を環状に連絡する都市計画道路の整備が進められており、今後も、快適な交通・歩行環境の実現に向けて継続的な取り組みが必要である。

自動車利用者のための駐車場については、近年、店舗跡地を活用した民間駐車場が増加する一方で、土浦駅西口及び東口の市営の立体駐車場の稼働率は伸び悩んでおり、民間駐車場のネットワーク化と公共駐車場の利用促進に向けた対応が求められている。

また、中心市街地内においても、老朽化したビルの中には東日本大震災で被災して利用できなくなった建物もあり、解体された跡地については、低・未利用地として介在するなど、連続性を分断し、賑わいの低下を招くなど市街地の空洞化が顕著になっている。このため、都市機能を有効かつ効果的に発揮できるよう有効な土地利用を進める必要がある。

さらに、地域資源の魅力化を図り、交流人口の拡大を図るため、水郷筑波国定公園の玄関口として、多くの観光客を迎え入れている霞ヶ浦の更なる利活用が必要である。

(2) 市街地の整備改善の必要性

本市においては、これまでもコンパクトシティを目指した中心市街地における市街地整備、とくに中城通りを中心とした歴史的景観を活かしたまちづくりや、都市計画道路整備、市街地再開発事業等に取り組んできたが、さらに機能の充実を図り、居住者や来街者にとって快適な市街地環境の形成を図る必要がある。

土浦駅西口周辺地区では、ウララの核店舗の撤退に伴い、集客機能の高い市役所の移転及び土浦駅前北地区の市街地再開発事業地への図書館等の整備を起爆剤として、大和町北地区や中央一丁目地区等における民間活力を活かした都市基盤整備や建築ストックの更新を誘導する必要がある。

また、市役所等の公共公益施設の再配置・整備に伴い、交通結節点でもある土浦駅前地区や駅前通りを中心に、高齢者や子どもを連れた母親なども公共交通を利用して来訪すること

から、駅前広場の再整備やペDESTリアンデッキの整備、歩道のバリアフリー化等を進め、安全で快適な歩行空間を確保することが必要である。

駐車場・駐輪場については、新庁舎や新図書館等の整備に伴う新たな施設需要を勘案し、既存施設の活用や市街地再開発事業の新たな施設計画との連動、鉄道・バス等の公共交通との連携を考慮した事業の実施が必要である。

さらに、中心市街地への交通集中を緩和させるための環状型の幹線道路の整備や、土浦駅周辺の自動車交通に関する規制誘導を進める必要がある。

このようなことから、現在、土浦駅周辺駐車場案内として、VICS（道路交通情報通信システム）対応のカーナビゲーションシステムに対して、24 時間体制で駐車場の名称・位置・満空情報を提供しているところであるが、提供駐車場の拡大を図るなど情報の充実が求められている。

霞ヶ浦の水辺空間については、水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいきれいで魅力ある空間整備を図るとともに、川口二丁目地区に霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する必要がある。

複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約 40km ある 2 つの自転車道（つくばりんりんロード、霞ヶ浦自転車道）の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。

川口運動公園については、平成 31 年度開催予定の第 74 回国民体育大会茨城大会における会場として、野球場観覧席の増設整備を行うなど、施設の整備・拡充を進めることにより、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。

（3）フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】 具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 1【事業名】 新庁舎整備事業 【内容】 土浦駅前再開発ビル「ウララ」への市役所移転等 平成 24 年度：基本計画策定 平成 25 年度：基本・実施設計 平成 26 年度：改装工事 平成 27 年度：移転・開庁 【実施時期】 平成 22 年度～27 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>市役所本庁舎は、昭和 38 年に建設され、築 50 年が経過しており、老朽化、バリアフリー対策、狭隘による事務所の分散等による市民サービスの低下など多くの問題を抱えている。これらの問題解決と中心市街地活性化の起爆剤としての役割を担うため、庁舎を統合し、市民や観光客が土日でも利用できるインフォメーション機能の充実を図り、商業、市民交流等の機能を併せ持った新しい庁舎として、公共交通の結節点であり、多くの市民にとって訪れやすい土浦駅前の再開発ビルウララに市役所機能を移転する。</p> <p>更に、施設整備に際しては、既存の太陽光発電装置の利用や LED 照明のほかタスク・アンビエント照明の積極的採用による省電力化等、環境に配慮した整備・取組みを推進する。</p> <p>なお、本事業にあわせて、「防災拠点整備事業」を実施し、災害発生時の被災者対応等に努めるとともに、「ウララ広場大屋根設置事業」により、イベント事業の強化を図ることで、賑わいの拠点として市民が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>事業スケジュールとしては、平成 24 年度に基本計画策定、平成 25 年度に基本・実施設計を行い、平成 26 年度に改装工事を経て、平成 27 年度に移転・開庁の予定である。</p> <p>公共サービスの拠点である市役所機能や商業機能、市民交流機能を土浦駅前に配置することにより、居住者や働く人、来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ◆実施時期 平成 26 年度～27 年度</p>	



<p>No. 2【事業名】 土浦駅前北地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 公益施設、業務・サービス機能及び駐車場を備えた再開発ビルの整備 地区面積：0.8ha 平成25年度：基本設計 平成26年度：実施設計 平成27～28年度：本体工事 平成29年度：図書館オープン</p> <p>【実施時期】 平成24年度～29年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>当地区は、土浦市の玄関口でありながら低・未利用地が多く、市中心部としての活力や求心力が低下している。</p> <p>そこで、図書館を核とした公益施設及び業務・サービス機能を備えた再開発ビルを建設し、併せて前面の土浦駅北通り線の幅員整備や無電柱化を実施することにより、都市機能の更新を図る。</p> <p>なお、本事業にあわせて「新図書館整備事業」を実施し、市民の多様化するニーズに対応可能な「生涯学習と情報の拠点」とするとともに、「美術品展示室整備事業」により、市の収蔵美術品の展示や貸ギャラリー、市展の開催等に対応可能な施設とする。</p> <p>事業スケジュールとしては、平成25年度に基本設計、平成26年度に実施設計、平成27年度から平成28年度にかけて本体工事を行い、平成29年度の図書館オープンを予定している。</p> <p>この効果としては、土浦駅前にふさわしい都市景観が形成され、土地の有効活用と高度利用が図られるとともに、駅前の利便性・認知度などを活かし集客力のある公益施設及びサービス施設を集積することにより、昼間人口の拡大が期待されることから、中心市街地の賑わいの向上に必要な事業である。</p> 	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地整備事業） ◆実施時期 平成25年度～29年度</p>
<p>No. 7【事業名】 川口二丁目地区整備事業</p> <p>【内容】 本市独自の地域資源である霞ヶ浦の水辺を活かした複合レクリエーション施設の</p>	<p>土浦市・民間事業者</p>	<p>川口二丁目地区は、霞ヶ浦に面した水郷筑波国定公園の玄関口であり、土浦駅から徒歩約10分に位置している。周辺にはマリーナや川口運動公園が立地し、温泉も湧出するなど、多くの観光客を受け入れることが可能なポテンシャルを有している。</p> <p>そこで、公共と民間の連携により、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、</p>	<p>◆支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ◆実施時期 平成29年度～30年度</p>

<p>整備 【実施時期】 平成 25 年度～ 30 年度</p>		<p>中心市街地における憩いの場として市民に広く開放されるとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する。</p> <p>複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約 40km ある 2 つの自転車道（つくばりんりんロード、霞ヶ浦自転車道）の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。</p> <p>川口運動公園については、平成 31 年度開催予定の第 74 回国民体育大会茨城大会における会場として、野球場観覧席の増設整備を行うなど、施設の整備・拡充を進めることにより、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>また、関係機関・関係団体等との連携を図り、水環境保全に関する意識啓発のための様々な水辺イベントや環境学習、清掃活動などを協働で推進する。</p> <p>本事業にあわせて、「水質浄化噴水施設整備促進事業」を実施し、霞ヶ浦湖畔に水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいきれいで魅力ある空間整備を目指す。</p> <p>中心市街地における大きな 2 つの観光拠点である「霞ヶ浦の水辺空間」と「亀城公園を中心とした歴史的街並み」を土浦駅東西に配置することによって、観光地としての魅力を高めるとともに、回遊性を向上させ、中心市街地全体の賑わいにつなげる事業であるが、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、</p>		
--	--	--	--	--



		整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。		
--	--	-------------------------	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

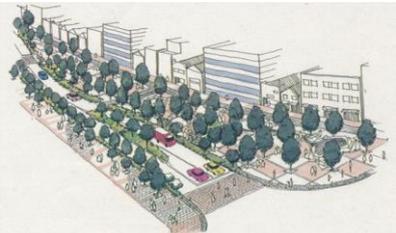
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 2【事業名】 土浦駅前北地区市街地再開発事業（再掲） 【内容】 公益施設、業務・サービス機能及び駐車場を備えた再開発ビルの整備 地区面積：0.8ha 平成25年度：基本設計 平成26年度：実施設計 平成27～28年度：本体工事 平成29年度：図書館オープン 【実施時期】 平成24年度～29年度</p>	土浦市	<p>当地区は、土浦市の玄関口でありながら低・未利用地が多く、市中心部としての活力や求心力が低下している。</p> <p>そこで、図書館を核とした公益施設及び業務・サービス機能を備えた再開発ビルを建設し、併せて前面の土浦駅北通り線の拡幅整備や無電柱化を実施することにより、都市機能の更新を図る。</p> <p>なお、本事業にあわせて「新図書館整備事業」を実施し、市民の多様化するニーズに対応可能な「生涯学習と情報の拠点」とするとともに、「美術品展示室整備事業」により、市の収蔵美術品の展示や貸ギャラリー、市展の開催等に対応可能な施設とする。</p> <p>事業スケジュールとしては、平成25年度に基本設計、平成26年度に実施設計、平成27年度から平成28年度にかけて本体工事を行い、平成29年度の図書館オープンを予定している。</p> <p>この効果としては、土浦駅前にふさわしい都市景観が形成され、土地の有効活用と高度利用が図られるとともに、駅前の利便性・認知度などを活かし集客力のある公益施設及びサービス施設を集積することにより、昼間人口の拡大が期待されることから、中心市街地の賑わいの向上に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ◆実施時期 平成26年度～29年度</p>	
				

<p>No. 3【事業名】 土浦駅北通り線整備事業(再開発区域外)</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅整備 ・ 延長：約 80 m ・ 幅員：現況 9.5 m を 14 m に拡幅 <p>【実施時期】</p> <p>平成 26 年度～29 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>本事業は、土浦駅前北地区再開発事業の関連事業として、再開発事業区域外の土浦駅北通り線を再開発事業による拡幅整備や無電柱化と一体的に実施することにより、都市機能の更新を図る。</p> <p>この効果としては、公共交通の結節点である土浦駅前にふさわしい交通環境が整備され、円滑な交通動線と安心安全な歩行空間が確保されることから、中心市街地の賑わいの向上に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地整備事業（関連社会資本整備事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～29 年度</p>
<p>No. 4【事業名】 土浦駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設整備（屋根付）、延長：約 100 m、幅員：3.5 m ・ シェルター設置（既存部分）、規模：680 m² <p>【実施時期】</p> <p>平成 25 年度～28 年度、平成 26 年度～27 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>本事業は、土浦駅前北地区再開発事業の関連事業として、再開発ビルと土浦駅西口、ウラボビル前既存ペDESTリアンデッキが連絡する新設ペDESTリアンデッキを整備することにより、駅前の快適で魅力的な歩行空間の創出を図る。</p> <p>この効果としては、歩行者の図書館及び新庁舎等への利便性の向上が図られ、また、歩行者と自動車交通の動線を分離することで、歩行者の安全性が確保されバリアフリー空間が創出できるなど、歩行者ネットワークの回遊性機能が強化されることから、中心市街地の賑わいの向上に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地整備事業（関連社会資本整備事業））、（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～28 年度、平成 26 年度</p>
<p>No. 5【事業名】 土浦駅西口広場整備事業(土浦駅西通り線)</p> <p>【内容】</p> <p>現在の土浦駅西口広場の日本庭園を撤去</p>	<p>土浦市</p>	<p>土浦駅前市街地再開発ビル「ウラボ」への市庁舎移転及び土浦駅前北地区市街地再開発事業に関連した整備であり、市庁舎移転及び市街地再開発事業の完成後に変化や増加が予想される人および車への対応を図るため、バリアフリー基本構想に合致し、バスとタクシー及び一般車両の動線を区分することで、安全かつ安心して移動できる</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地整備事業（関連社会資本整備事業））</p>

<p>し、広場の改修を行う</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～29 年度</p>		<p>広場への改修工事を行う。</p> <p>歩行者、車椅子利用者等の安全性を高めるとともに車利用の走行快適性を高めることで、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆実施時期 平成 25 年度～29 年度</p>
<p>No. 6【事業名】 かわまちづくり事業</p> <p>【内 容】 親水空間の整備</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～30 年度</p>	<p>土浦市・茨城県</p>	<p>中心市街地のまち空間と霞ヶ浦や桜川などの水辺空間が融合した良好な空間形成を推進する。具体的には、遊歩道・坂路の整備による水辺回遊ネットワークの形成、桜川の浚渫による街なか舟運やドラゴンボート大会の実施、カヌー・カヤック利用者の為の船着場等の整備、自転車道・案内看板・サイクルステーションの整備等による自転車環境の向上等を国・県・市・地域住民・地元企業・市民団体との協働により実施する。なお、川口二丁目地区整備事業は本事業の拠点地区の1つとして位置付けられている。</p> <p>中心市街地に近接する水辺空間を体験（スポーツ・健康づくり）の場、自然景観を活かした癒しの場とすることにより、中心市街地の魅力を高め、賑わいを創出する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～29 年度</p>
<p>No. 7【事業名】 川口二丁目地区整備事業（再掲）</p> <p>【内 容】 本市独自の地域資源である霞ヶ浦の水辺を活かした複合レクリエーション施設の整備</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～30 年度</p>	<p>土浦市・民間事業者</p>	<p>川口二丁目地区は、霞ヶ浦に面した水郷筑波国定公園の玄関口であり、土浦駅から徒歩約 10 分に位置している。周辺にはマリーナや川口運動公園が立地し、温泉も湧出するなど、多くの観光客を受け入れることが可能なポテンシャルを有している。</p> <p>そこで、公共と民間の連携により、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、中心市街地における憩いの場として市民に広く開放されるとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する。</p> <p>複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約 40km ある 2 つの自転車道（つくばりんりんロード、霞</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区））</p> <p>◆実施時期 平成 27 年度～30 年度</p>

		<p>ヶ浦自転車道)の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。</p> <p>川口運動公園については、平成 31 年度開催予定の第 74 回国民体育大会茨城大会における会場として、野球場観覧席の増設整備を行うなど、施設の整備・拡充を進めることにより、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>また、関係機関・関係団体等との連携を図り、水環境保全に関する意識啓発のための様々な水辺イベントや環境学習、清掃活動などを協働で推進する。</p> <p>本事業にあわせて、「水質浄化噴水施設整備促進事業」を実施し、霞ヶ浦湖畔に水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいきれいで魅力ある空間整備を目指す。中心市街地における大きな 2 つの観光拠点である「霞ヶ浦の水辺空間」と「亀城公園を中心とした歴史的街並み」を土浦駅東西に配置することによって、観光地としての魅力を高めるとともに、回遊性を向上させ、中心市街地全体の賑わいにつなげる事業であるが、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、その検討結果を踏まえたうえで、共同事業により、平成 30 年度までの整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。</p>	
--	--	--	--



<p>No. 8【事業名】 ウララ広場大屋根設置事業 【内容】 市庁舎移転先である再開発ビル「ウララ」に隣接する「ウララ広場」での大屋根の整備 【実施時期】 平成26年度～27年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>市庁舎のウララへの移転に伴い、隣接するウララ広場に大きな屋根をかけ、広場の再整備を行う。庁舎の顔となる施設、市民が気軽に利用できる多目的な広場空間、庁舎外壁に設ける開口部を通した庁舎内スペースとの一体的空間等、快適で、賑わいの拠点となる空間の創出を図ることは、来訪者等を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）） ◆実施時期 平成26年度</p>
<p>No. 9【事業名】 大和町北地区まちづくり事業 【内容】 都市基盤の整備とともに、権利者等による開発（優良建築物等整備事業等）を促進する 【実施時期】 平成25年度～</p>	<p>土浦市・地区権利者</p>	<p>土浦駅前に隣接する大和町北地区については、地区内部に低・未利用地や相当年数が経過した木造家屋などが多く点在し、防災上の面からも、計画的に良好な市街地の整備を図る必要がある。</p> <p>そのため、土浦駅前北地区市街地再開発事業の進捗状況に併せ、区画道路などの都市基盤の整備を図るとともに、地権者が進める共同住宅建設に行政が支援することによって、居住環境の改善を図り、駅前にふさわしい土地利用を促進する。</p> <p>本事業は、中心市街地の土地の高度利用を図り、住民や働く人、来訪者等まちで活動する人を増やし、生活環境の確保を目的とする中心市街地の活性化に資する事業であるが、地区権利者等と協議を行う中で課題等を整理し、検討結果を踏まえたうえで事業化の方向性等を見出していくものとする。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）） ◆実施時期 平成29年度～30年度</p>
<p>No.10【事業名】 亀城モール(アーバンオアシスゾーン)整備事業 【内容】 広場整備(平板ブロック舗装、植栽工事) 【実施時期】 平成26年度～</p>	<p>土浦市</p>	<p>中心市街地の“へそ”にあたる都市計画道路中央立田線の川口一丁目交差点から中央一丁目交差点北側において、歩行者・自転車の交通環境整備の方針及び広場空間の整備方向を検討し、アーバンオアシスゾーンの整備を行う。</p> <p>歩行者、自転車等の安</p> 	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）） ◆実施時期 平成26年度～29年度</p>

30 年度		全性を高めるとともに、快適な商業空間を形成することで、来訪者等を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	度	
No.11【事業名】 公共サイン整備事業 【内 容】 観光施設等への案内誘導サインの整備 【実施時期】 平成 24 年度～	土浦市	観光施設への誘導サインや災害等の誘導板などの統一感を持たせ、来街者の回遊性を高めるために公共サイン整備ガイドラインを策定し、本市の特色を持たせたサインを整備していく。 来街者の観光施設や公共施設等へのアクセス及び中心市街地の居住環境の向上に資する本事業は、来訪者や居住者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業）） ◆実施時期 平成 26 年度～29 年度	
No.12【事業名】 歴史的町並み景観形成事業 【内 容】 景観形成重点地区における歴史的な街なみの修景に係る補助制度 【実施時期】 平成 24 年度～34 年度	土浦市	亀城公園を中心とした旧城下町とその周辺地区など、景観形成重点地区における歴史的な街なみ景観の保存と修景に係る補助を行う。 また当該地区は景観形成重点地区でもあるので、街なみ環境整備事業を活用し、歴史的町並み景観形成事業として、水路の面影を残すまちなみの再現を検討する。 中心市街地の歴史的資源を活かし、趣のある歴史的商業空間を形成することで、中心市街地の活性化に資する事業である。 	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ◆実施時期 平成 25 年度～27 年度	
No.13【事業名】 バリアフリー推進事業 【内 容】 ・国道125号歩道改善 ・土浦駅東口多機能トイレ整備 ・モール505が	土浦市・茨城県・茨城県公安委員会	バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、国道 125 号歩道改善や土浦駅東口多機能トイレ整備等、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者やベビーカーの利用者等、だれもが安全かつ安心して移動できる歩行者空間の実現を図るとともに、中心市街地における回遊性を高める。 高齢化が進展する中心市街地において、	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） ◆実施時期 平成 27 年	

レチグ改善等 【実施時期】 平成 22 年度～ 31 年度		だれもが安全かつ快適に移動できるようにする本事業は、居住者や来訪者などを増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	度～31 年 度	
No.14【事業名】 都市計画道路 荒川沖木田余 線道路整備事 業 【内 容】 ・都市計画道路 荒川沖木田余 線 拡幅整備 ・幅員 25m ・延長 2,030m 【実施時期】 平成 26 年度～ 39 年度	土浦市	荒川沖木田余線は、本市の道路ネットワーク形成のための骨格道路であり、また中心市街地の環状道路を担う道路であるが、ホテルCANKOから国道354号バイパスの区間がまだ4車線となっていないため、ボトルネック（車線減少）になっており、交通渋滞が発生している。そのため、道路拡幅（4車線化）を行い、渋滞の緩和を図る。 中心市街地における交通流動を円滑に処理することで、車利用者の走行快適性を高め、居住者やまちを利用する人を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（関連社会資本整備事業）） ◆実施時期 平成 26 年度、平成 27 年度～32 年度	
No.15【事業名】 土浦駅東口ペ デストリアン デッキ延伸整 備事業 【内 容】 土浦駅東口の ペDESTリア ンデッキを延 伸することよ る霞ヶ浦へ の回遊性向上 【実施時期】 平成 26 年度～ 30 年度	土浦市	本市のシンボルである霞ヶ浦へのアクセス性の向上を図るため、土浦駅東口ペDESTリアンデッキ（現在、東横イン前まで整備）を延伸して歩車分離を行い、霞ヶ浦側へ歩行者を安全に誘導するとともに、荒川沖木田余線歩道の負荷軽減を図る。 土浦駅から霞ヶ浦へ歩行者を安全に誘導する本事業は、来訪者や居住者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）） ◆実施時期 平成 29 年度～30 年度	

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

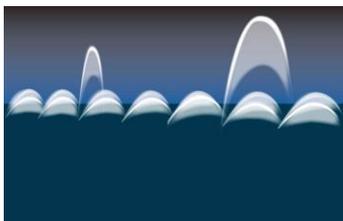
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No.16【事業名】	土浦市	市民と行政が対等のパートナーとし	◆支援措置	

<p>協働のまちづくりファンド事業</p> <p>【内 容】 住民等のまちづくり活動支援のファンド事業</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>て協働のまちづくりを実践していくため、まちづくりや中心市街地の活性化に資する市民活動を積極的に支援する「住民参加型まちづくりファンド」を創設する。歴史的建造物の保全や民間建築物の修景に対する助成を行い、中心市街地における景観整備を促進する。また、新たな公共の担い手である市民団体の活動を支援するため、市民提案型のハード事業についても助成を行い、市民団体の活性化を図る。</p> <p>本事業は、住民提案による「新しい公共」の担い手の支援を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>民間都市開発推進機構（住民参加型まちづくりファンド支援事業）</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～</p>	
---	--	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No.17【事業名】 水質浄化噴水施設整備促進事業</p> <p>【内 容】 地域資源である霞ヶ浦を活かした水質浄化噴水施設の整備促進</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	土浦市等	<p>本市では、第 7 次総合計画において「地域資源を活かした活力あるまちづくり」を基本理念の一つとして掲げ、「霞ヶ浦の水質浄化」と「霞ヶ浦とその周辺の水辺空間を活かしたまちづくりの推進」を重点事業として、地域資源の魅力化を図り、交流人口の拡大を目指している。水質浄化については、茨城県が土浦港に霞ヶ浦直接浄化施設を設置し、取水した水中のりんを除去する湖水の直接浄化を行い、植物プランクトンの発生を抑制して、大量の浄化水を放出している。</p> <p>国土交通省でも、湖に設置される噴水には、曝気機能・冷却機能・水流発生機能があり、アオコ等の藻類の増殖環境を低減させることから、噴水を兼ねた水質浄化施設を社会資本として各地に整備している。そこで、土浦港に放出される浄化水を活用した噴水を霞ヶ浦湖畔に整備することで、本市独自の水質浄化対策に貢献する。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

		<p>本事業については、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、その検討結果を踏まえたうえで、共同事業により、平成 30 年度までの整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。</p> <p>一方、首都圏には 3,500 万人もの交流人口がいるにも関わらず、既存の施設だけでは十分に呼び込めていない現状があり、噴水であれば、水質浄化対策だけでなく、修景効果も見込めることから、集客効果が高い新しい観光インフラになり得る。</p> <p>噴水は一定間隔をもって設置し、駆動ノズルと併用することにより広範囲での水質浄化が可能になり、その長さを世界一とすることで、観光インフラとしての付加価値を高めることとする。</p> <p>噴水施設が整備された後は、旅行代理店と連携した旅行商品の普及促進、霞ヶ浦と土浦の歴史・文化を軸とする地域間交流の促進や各種 P R 活動を推進するなど、霞ヶ浦の水辺を訪れた人々がまちなかを回遊するための仕掛けづくりに努めることとする。</p> <p>世界一の噴水を起爆剤として、土浦駅前をはじめとする中心市街地に賑わいが創出されれば、民間投資を呼び込むことも可能となり、経済活力を向上させる波及効果をもたらすことになる。</p> <p>以上のことから、本事業は、中心市街地のみならず、郊外部や周辺市町村の経済活力を向上させる波及効果を持つ事業であることから、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」における民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図るとの方針にも合致するものであり、</p> <p>日本経済の再生にも資するものである。</p>		
--	--	---	--	--



<p>No.18【事業名】 景観計画誘導事業</p> <p>【内容】 景観計画区域における意匠・形態の誘導</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	<p>土浦市</p>	<p>景観条例で定める届出対象の建築物等について、景観計画で定めた整備指針に沿う意匠・形態への誘導を図る。</p> <p>中心市街地の歴史的資源を活かし、趣のある歴史的商業空間を形成することで、中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	
<p>No.19【事業名】 中央一丁目地区まちづくり事業</p> <p>【内容】 中心市街地の交流拠点として、新たな活性化方策を検討し、施設を導入する</p> <p>【実施時期】 平成26年度～30年度</p>	<p>土浦市・民間事業者・地区権利者</p>	<p>都市機能の集積した土浦駅周辺と、歴史的まちなみが維持されている亀城公園周辺地区の中間に位置している中央一丁目地区について、暮らしやすい集約型都市構造への転換のため、子育てにやさしいまち、子どもが楽しめる街を目指して、まちなか子育て支援拠点を導入するとともに、民間活力を活かして、近隣住民の生活の利便性を高めるため、百貨店のサテライトや居心地良く滞在できる飲食施設など、この場所に相応しい、集客力が高く、話題性のある商業施設の導入を推進する。</p> <p>なお、本事業にあわせて、「まちなか子育て支援事業」を実施し、都市化の進んだ地域に居住する子育て世帯への支援等の充実を図る。</p> <p>子育て世代の定住促進や子どもたちによる賑わいを創出し、中心市街地における新たな買い物の場や長く滞在できる空間を生み出す本事業は、中心市街地の賑わいの向上に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	
<p>No. 20【事業名】 土浦駅前北地区市有地有効活用事業</p> <p>【内容】 エリアへの潜在ニーズを掘り起こし、市有地を有効活用することにより市街地活性化を図る</p>	<p>土浦市・民間事業者</p>	<p>本事業は、土浦駅前北地区市街地再開発事業区域に隣接する市有地約0.23haにおいて、効果的・効率的な土地活用を促進することによって、中心市街地の活性化につながる商業業務機能や居住機能の集積を図る。</p> <p>この効果としては、土地の高度利用が図られるとともに、隣接する再開発事業との連携のもと、周辺地域の活性化に寄与することが期待できることから中心市街地の賑わいの向上に必要な事業で</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

<p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>		<p>ある。</p>		
<p>No. 21【事業名】 土浦駅東口周辺 第 1 地区まちづ くり事業 【内 容】 民間活力による 早期活用を図る べく、調査・検 討を行う 【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>土浦市・ 民間事業 者</p>	<p>土浦駅に隣接する J R 用地を土浦駅 東口周辺地区市街地総合再生計画（約 16ha）のパイロット事業として、第 1 地区（約 1.3ha）の民間活力による早期 活用を図るべく調査・検討を行うこと により、県南の中核都市に相応しい都市機 能再生を促進する。 本事業は、中心市街地の土地の高度利 用を図り、住民や働く人、来訪者等まち で活動する人を増やし、生活環境の確保 を目的とする中心市街地の活性化に資 する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 22【事業名】 亀城公園整備事 業 【内 容】 歴史的なシンボ ルである亀城公 園の継続的な修 復・管理事業 【実施時期】 平成 25 年度～ 26 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>歴史的な街なみのシンボルとして、ま た、憩いの場として市民に親しまれる公 園の環境を維持するため、建物の修復や 水質浄化等の管理事業を継続して行う。 市民の憩いの場及び観光拠点として、 多くの人が集い、交流する場を整備する 本事業は、来訪者を増やすことを目標と する中心市街地の活性化に資する事業 で あ る。</p> 	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【1】都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、旧城下町を中心に国の出先機関である水戸地方裁判所土浦支部、水戸地方検察庁土浦支部、土浦労働基準監督署、関東地方整備局常総国道工事事務所等や、県の土浦警察署、市の土浦消防署、市立博物館、亀城プラザ（市民ホール）等が数多く集積している。また、近年、土浦駅前の再開発ビルには県南生涯学習センターや総合福祉会館（青少年センター、子どもランド、男女共同参画センター、高齢者生きがいセンター、老人福祉センター、障害者自立支援センター、おもちゃライブラリー、ボランティア活動センター等）、駅前保育所などが立地して、亀城公園と連絡する駅前通りには金融機関や宿泊機能が多数集積し、中心市街地が茨城県南地域の経済・教育・文化の拠点としての役割を担っている。

市役所本庁舎については、桜川の対岸高台の下高津に昭和 38 年に建設され、増改築を重ね、築 50 年が経過し、その間にも、高津庁舎、大町庁舎が建設されてきたが、老朽化、狭隘化、バリアフリー対策、事務の分散化等による市民サービスの低下など多くの問題を抱える中、これらの問題解決と中心市街地活性化の起爆剤としての役割を担い、平成 24 年 12 月議会において、土浦駅前地区再開発ビル「ウララ」への移転が議決された。

また、生涯学習の拠点となる図書館についても、昭和 48 年の開館から築 40 年が経過し、老朽化、狭隘化等により、図書館本来の機能が十分に果たせない状況にあることから、土浦駅前北地区市街地再開発事業地区内に、新図書館と美術品展示室等を併設する複合施設として整備が計画されている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

本市の中心市街地は、徒歩圏内に必要な都市機能が集積していることから利便性に富み、快適に生活できるという中心市街地本来の利点を有していたが、各種施設の周辺地区への展開等に伴い、この利点が失われつつある。

土浦駅を中心とする公共交通の結節点というメリットを有するこの駅前地区において、駅前広場を取り囲むように、市役所、総合福祉会館、図書館等を適切に配置・整備し、公共サービスを幅広く展開することにより、生活者の視点から都市機能の再集積を進める必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 1【事業名】 新庁舎整備事業 (再掲) 【内容】 土浦駅前再開発ビル「ウララ」への市役所移転等 平成 24 年度：基本計画策定 平成 25 年度：基本・実施設計 平成 26 年度：改装工事 平成 27 年度：移転・開庁 【実施時期】 平成 22 年度～27 年度</p>	土浦市	<p>市役所本庁舎は、昭和 38 年に建設され、築 50 年が経過しており、老朽化、バリアフリー対策、狭隘による事務所の分散等による市民サービスの低下など多くの問題を抱えている。</p> <p>これらの問題解決と中心市街地活性化の起爆剤としての役割を担うため、庁舎を統合し、市民や観光客が土日でも利用できるインフォメーション機能の充実を図り、商業、市民交流等の機能を併せ持った新しい庁舎として、公共交通の結節点であり、多くの市民にとって訪れやすい土浦駅前の再開発ビルウララに市役所機能を移転する。</p> <p>更に、施設整備に際しては、既存の太陽光発電装置の利用や LED 照明のほかタスク・アンビエント照明の積極的採用による省電力化等、環境に配慮した整備・取組みを推進する。</p> <p>なお、本事業にあわせて、「防災拠点整備事業」を実施し、災害発生時の被災者対応等に努めるとともに、「ウララ広場大屋根設置事業」により、イベント事業の強化を図ることで、賑わいの拠点として市民が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>事業スケジュールとしては、平成 24 年度に基本計画策定、平成 25 年度に基本・実施設計を行い、平成 26 年度に改</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ◆実施時期 平成 26 年度～27 年度</p>	

		<p>装工事を経て、平成 27 年度に移転・開庁の予定である。</p> <p>公共サービスの拠点である市役所機能や商業機能、市民交流機能を土浦駅前に配置することにより、居住者や働く人、来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
--	--	--	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 23【事業名】 新図書館整備事業 【内容】 土浦駅前北地区への図書館整備 【実施時期】 平成 24 年度～29 年度</p>	土浦市	<p>今日の公共図書館は、平成 24 年 12 月 19 日施行の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」でも述べられているとおり、本の貸出ばかりではなく、市民や地域による生涯学習活動や課題解決における情報拠点としての役割を期待されている。そのためには、児童や青少年、高齢者などの対象別コーナーや、学習室や集会室、調査研究室などを設け、所蔵資料の他、地域の様々な情報を集め、効果的に提供することが必要である。</p> <p>しかしながら、現在の図書館については、昭和 48 年の開館から築 40 年が経過し、老朽化、狭隘化等により、図書館本来の機能が十分に果たせない状況にあることから、市民の多様化するニーズに対応可能な「生涯学習と情報の拠点」となる新図書館を、土浦駅前北地区市街地再開発事業の複合施設として整備する。</p> <p>そこで、図書館の施設設計に際しては、児童や青少年、高齢者などの対象別コーナーや、学習室や集会室、調査研究室などを設け、所蔵資料の他、地域の様々な情報を集め、効果的に提供するとともに、駅前に移転することで、通学者の利用増加が見込まれることから、それを意識した蔵書計画や自由闊達な雰囲気</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）） ◆実施時期 平成 26 年度～29 年度</p>	

		<p>気で集えるパブリックスペースの設置など、図書館協議会等からの意見を参考に取り入れていく。</p> <p>なお、図書館の運営形態については、来館者が大幅に増えた成功事例等も参考にしながら、民間の力を活用するなどして、市民や地域の求める図書館を実現する。</p> <p>中心市街地において、だれもが気軽に利用できる市民活動の場を提供する本事業は、まちなか居住環境の向上により、まちなか居住の促進や来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
<p>No. 24【事業名】 美術品展示室整備事業 【内容】 土浦駅前北地区への美術品展示室の整備 【実施時期】 平成 24 年度～29 年度</p>	土浦市	<p>土浦駅前北地区への美術品展示室は、市立博物館とは違い、収蔵美術品の展示や貸ギャラリー、市展の開催等を主な使用目的とし、多種多様な要望に応えるために可動式パネルを使い、様々なパターンの展示が行えるようにする。</p> <p>貸しギャラリーは有料とし、面積規模については、約 1,000 m²程度として、市展が開催可能な規模・構造とする。</p> <p>なお、美術品展示室設置に当たっては、有識者や美術協会の方々等による検討会を設け、ご意見を伺いながら、市民にとって利用しやすい、また、魅力ある施設を目指す。</p> <p>本事業は、まちなか居住環境の向上により、まちなか居住の促進や来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～29 年度</p>	

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 26【事業名】 生きがい対応型デイサービス事</p>	いきいきネットワーク	日常生活上の支援を必要とする高齢者等を対象に、地域の人材又は建物等を有効に活用し、地域の実情に応じて、健	◆支援措置 地域支援事業交付金	

<p>業</p> <p>【内 容】 地域の人材・建物等を有効に活用し、高齢者が活動する場の提供を行う</p> <p>【実施時期】 平成 13 年度～</p>		<p>康若しくは生きがいに関する教養講座又は陶芸、園芸その他の創作活動若しくは手芸、絵画その他の趣味活動等のサービスを行う地域の福祉団体等に対し、その運営を補助する。</p> <p>高齢者が生きがいをもって元気に活動する場を提供する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆実施時期 平成 25 年度～</p>	
---	--	--	----------------------------	--

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 25【事業名】 まちなか子育て支援事業 【内容】 中心市街地への子育て支援施設の整備 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	<p>市の中心部に子育て支援施設を整備することで、都市化の進んだ地域に居住する子育て世帯への支援を充実するとともに、中心市街地に子どもたちの元気な姿・明るい声のあふれる施設を整備することで、若い力による活性化を図る。</p> <p>なお、整備施設については、児童館、子育て支援センター、子育て交流サロン、多世代交流センター等を含めた複合施設とし、多目的な活用を図る。</p> <p>このことは、まちなか居住の促進や来訪者を増やすことを目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 27【事業名】 都市福利施設立地促進事業 【内容】 国や茨城県の出先機関の統合や建替、移転等の際にその設置先を中心市街地に誘致する 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	<p>本市には、国の出先機関である水戸地方裁判所土浦支部、水戸地方検察庁土浦支部、土浦労働基準監督署、関東地方整備局常総国道工事事務所、県の施設である県南生涯学習センターなどの都市福利施設が多数立地している。</p> <p>出先機関の統廃合や耐震対策で各種施設の建て替えが進む中、これらの都市機能は、コンパクトシティという国の基本方針からも、引き続き、中心市街地に集積していることが望ましく、既存の施設が立地し続けることはもちろんのこと、中心市街地外に立地している施設についても、移転する場合には、中心市街地に誘致する必要がある。</p> <p>今後、中心市街地の低・未利用地における開発検討に際しては、国等の機関の動向を踏まえながら、積極的に誘致活動を行っていく。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 28【事業名】 防災拠点整備事業 【内容】	土浦市	<p>中心市街地活性化に資する庁舎とするため、土浦駅前再開発ビル「ウララ」を改修し、市役所機能の移転作業を進めている。市役所本庁舎は、災害対策基本</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	

<p>土浦駅前再開発ビル「ウララ」への市役所機能移転に伴う防災拠点機能の整備 【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>法に基づく地域防災計画に位置付けがされ、災害発生時には警戒本部・対策本部を設置する防災拠点としての機能が必要である。</p> <p>新庁舎整備基本計画では、安心して安全な市民生活を提供する庁舎を基本コンセプトの一つとして、防災機能の充実した庁舎を目指している。具体的には、駅前という立地を見据え、災害時には帰宅困難者対策として、閉庁時でも一般市民が利用できる 1・2 階のラウンジ部分を避難空間として活用する計画である。</p> <p>また、隣接するウララ広場に新たに建設する「大屋根」は、流通備蓄品や支援物資の搬入・搬出、さらにはそれらの配給場所にするなど、本庁舎の防災機能を補完する施設として活用する計画である。</p> <p>こうした防災拠点としての施設整備を図る本事業は、防災力の向上に留まらず、地域コミュニティの絆の再生を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
---	--	---	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

【1】まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の人口は、首都圏の外延化に伴い、昭和 50 年代の高度成長期に住宅開発が進み、平成 7 年頃までは増加傾向にあったが、バブル経済の終焉とともに住宅開発圧力は沈静化し、その後は 14 万 3 千人前半で推移している。

一方、中心市街地は昭和 55 年 11,755 人、シェア 9.7%であったが、平成 25 年には 7,844 人、シェア 5.5%まで減少している。

市全体では、昭和 55 年から平成 25 年までの 34 年間に増減人口+21,609 人、増減率+17.8%に対し、中心市街地は同 - 3,911 人、 - 33.3%の減少となっており、周辺地区への転出などにより、空洞化が進行している。特に、中心市街地は老朽化した家屋も多く、平成 23 年の東日本大震災の被災で移転を余儀なくされた方も多数存在した。

世帯数は、全市で昭和 55 年 35,726 世帯が、平成 25 年 58,399 世帯の 22,673 世帯 63.5%の増加に対し、中心市街地では同期間-172 世帯-4.5%の減少となっている。世帯構成員数は平成 25 年で比較すると全市 2.44 人/世帯に対し、中心市街地は 2.17 人/世帯となっている。

中心市街地における人口減少、世帯数の微増、世帯構成員の減少は、少子高齢化や周辺地区・近隣都市における住宅開発の活発化はもとより、家族経営の店舗併用住宅の減少という商業形態の変化や後継問題等から、ファミリー層の転出に起因するものと考えられる。

なお、中心市街地においては、平成 19 年と平成 20 年に大型マンションが建設されたが、その後は社会情勢の変化で、土浦駅前北地区の市街地再開発事業においても住宅棟建設計画が中止になるなど、まとまった住宅供給が停止している状況にある。

一方、平成の初期をピークとして、中心市街地の地価は大幅に下落している。平成 17 年と平成 24 年の公示地価を比較すると、桜町、大和町、中央一丁目等の土浦駅周辺地区では概ね 3 割程度の下落となっている。

こうした状況下にあっても、中心市街地及び周辺地区で民間事業者によるマンション建設が活発化する兆しは現れていない。

(2) まちなか居住の推進の必要性

中心市街地における居住人口の減少は、地域経済活動の停滞とともに、まちなかの賑わいの喪失や、地域コミュニティ活動の停滞、防犯機能の低下等の負の連鎖につながりやすくなることから、積極的なまちなか居住施策の推進により、居住人口の増加を図ることが極めて重要である。

また、居住へのニーズが多様化するなか、公共交通機関の利便性の高い中心市街地において、市役所や図書館などの都市福祉施設整備事業をはじめとする各種事業の展開により、居

住者の利便性や快適性を高めるとともに、民間の共同建替事業等による集合住宅の整備などを積極的に支援することにより、まちなか居住の推進を図る必要がある。

なお、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律」に鑑み、本市内の潤沢な住宅ストックの円滑な供給を目的として、土浦市と公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、平成 25 年 9 月 26 日に「民間賃貸住宅情報提供事業に関する協定」を締結した。当面は、宅建協会加盟業者が積極的に供給情報を発信し、市はこの情報の活用を図っていく。

また、平成 27 年度において「土浦市住宅マスタープラン」の改定を予定しており、ここでも既存住宅ストックを活用したまちなか居住施策の推進を図る予定である。

（３）フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【２】具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 9【事業名】 大和町北地区まちづくり事業 (再掲) 【内 容】 都市基盤の整備とともに、権利	土浦市・ 地区権利 者	土浦駅前に隣接する大和町北地区については、地区内部に低・未利用地や相当年数が経過した木造家屋などが多く点在し、防災上の面からも、計画的に良好な市街地の整備を図る必要がある。 そのため、土浦駅前北地区市街地再開発事業の進捗状況に併せ、区画道路など	◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街	

<p>者等による開発（優良建築物等整備事業等）を促進する</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>		<p>の都市基盤の整備を図るとともに、地権者が進める共同住宅建設に行政が支援することによって、居住環境の改善を図り、駅前にふさわしい土地利用を促進する。</p> <p>本事業は、中心市街地の土地の高度利用を図り、住民や働く人、来訪者等まちで活動する人を増やし、生活環境の確保を目的とする中心市街地の活性化に資する事業であるが、地区権利者等と協議を行う中で課題等を整理し、検討結果を踏まえたうえで事業化の方向性等を見出していくものとする。</p>	<p>地地区))</p> <p>◆実施時期 平成 29 年度～30 年度</p>	
<p>No. 29【事業名】 （仮称）まちなか定住促進事業 【共同住宅建設促進事業補助】 【内 容】 中心市街地への定住を促進するため、共同住宅を建設する者への建設費補助を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>分譲型及び賃貸型共同住宅の建設にあたって一定額の支援を行うことにより、定住人口増加による活力と賑わいを創出する。</p> <p>まちなか居住の推進に寄与する本事業は、まちなかに住む人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 30【事業名】 まちなか定住促進事業【新築住宅建替え・購入補助】 【内 容】 中心市街地への定住を促進するため、住宅の建て替え又は住宅購入者への補助を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>一戸建ての住宅の新築及び建替えや分譲型共同住宅等の取得にあたって一定額の支援を行うことにより、定住人口増加による活力と賑わいを創出する。</p> <p>まちなか居住の推進に寄与する本事業は、まちなかに住む人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	

<p>No. 31【事業名】 まちなか定住促進事業【賃貸住宅家賃補助】</p> <p>【内 容】 中心市街地への定住を促進するための家賃補助を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>土浦市外から中心市街地エリア内の民間賃貸住宅への住み替えのうち、新婚世帯または子育て中の世帯等へ一定期間家賃の一部を支援することにより、定住人口増加による活力と賑わいを創出する。</p> <p>まちなか居住の推進に寄与する本事業は、まちに住む人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
---	------------	--	--	--

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 32【事業名】 サービス付高齢者向け住宅整備誘導事業</p> <p>【内 容】 中心市街地におけるサービス付高齢者向け住宅の整備促進の誘導</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>民間事業者によるサービス付高齢者向け住宅は、中心市街地外も含め市内に 13 施設整備されているが、中心市街地エリアは、徒歩圏内に必要な公共公益施設等が集積しており、超高齢社会を迎え、高齢者が安心して生活できる住宅の確保を図る観点から、民間活力による施設整備にあたっては、まちなかへの立地誘導を促進する必要がある。</p> <p>高齢者が中心市街地において安心して生活できる環境の整備促進を図る本事業は、高齢化社会に対応したまちなか居住の推進を目的とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

【1】商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

本市は、小売業の茨城県内における割合で、事業所数 5.2%、従業者数 5.6%、年間商品販売額 6.8%、売場面積 5.0%（平成 19 年「商業統計調査」確報）を占める県下第 3 の商業都市である。

商業の状況は、小売業年間販売額で見ると、平成 9 年の全市 245,703 百万円、中心市街地 53,572 百万円に対し、平成 19 年の全市 201,606 百万円、中心市街地 23,904 百万円となっており、シェア率も平成 9 年の 21.8%から平成 19 年には 11.9%と大きく低下している。

かつて、古くから市民の活動の場として親しまれた「まち」は、買い物や余暇を過ごす特別の場でもあった。

しかしながら、モータリゼーションの進展、駐車場等の交通環境の変化や消費者のライフスタイル・ニーズ等が多様化するなか、品揃え等の対応の遅れ、さらには、つくばエクスプレスの開通による都市間の商圈競争の激化などを背景に、大型店・専門店の市街地縁辺部への出店とともに郊外への居住が進んだ。そのような状況の下、「京成百貨店」（平成元年閉店）、「西友土浦店」（平成 10 年閉店）、「小網屋」（平成 11 年閉店）、「丸井土浦店」（平成 16 年閉店）など大型店の閉店が相次いだ。さらに、土浦駅から専用のバス運行ルートを持つ大型ショッピングモールの出店を契機に中心地区の空洞化がさらに進行し、土浦駅前再開発ビル「ウララ」のキーテナント「イトーヨーカドー土浦店」（平成 25 年閉店）が中心市街地から撤退した。

このことが「まち」の魅力と土浦駅周辺の集客力を大幅に低下させ、中心商店街においては後継者問題等から老舗の個店の閉店も相次ぐなど、中心市街地の空洞化と活力低下が大きな問題となっている。

一方、平成 21 年には土浦駅ビルの大型店「ペルチ土浦」がリニューアルオープンしたところであるが、フロアの一部については、物販飲食業から学習塾等への業態変化を図るなど、時代のニーズや駅なかという立地特性を活かしたフロアの活用方策を検討している。

本市では、平成 12 年に旧法に基づく「土浦市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の役割を維持・強化していくための方策として、個店・商店街の充実を基本としながら、中心市街地の活性化に資する事業の取り組みを実施してきたが、中心市街地の衰退に歯止めがかからない状況となっている。

(2) 商業の活性化の必要性

今後は、新市庁舎や新図書館の整備を起爆剤として、その波及効果を周辺地区が最大限に活かし享受できるように、中心市街地で働く人や活動する人、中心市街地に住む人や来る人を増やすという本計画の将来像と活性化の目標を実現するためには、市街地の整備改善による都市基盤の向上や都市福利機能の充実をはじめとする多様な取り組みにより、居住環境等

の向上と中心市街地の賑わいの再生・創出によるまちなかの魅力や活力などの向上に資する商業機能の充実を図る必要がある。

このため、個店及び商店街の消費者ニーズを捉えた多様なサービスの展開、新たに開設する情報発信・交流・賑わい創出拠点を核とした継続的な商店街の情報発信、イベントの開催などにより来街者に魅力的な顧客サービスを提供し、広域的商業拠点として集客力の向上に取り組むこととする。

併せて、食料品や日用品などの品揃えの充実や生活関連サービスの提供により、中心市街地の居住環境の維持・向上を図る必要がある。

また、空き店舗・空き事務所活用による新規商業者・事業者の誘致も積極的に進め、若者から高齢者まで、様々な世代の利用者が滞留できる商業機能の充実を促進し、中心市街地の商業機能、業務機能の活性化と経済活力の向上を推進する必要がある。

なお、商業活性化を図るためには、来街者の増加が求められていることから、水郷筑波国定公園の玄関口として、多くの観光客を迎え入れている霞ヶ浦の更なる利活用が必要であると考えている。

そのため、川口二丁目地区については、霞ヶ浦湖畔に水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいきれいで魅力ある空間整備を目指すとともに、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する必要がある。

複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約 40km ある 2 つの自転車道（つくばりんりんロード、霞ヶ浦自転車道）の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。

また、霞ヶ浦の水質浄化を促進するとともに、関係機関・関係団体等との連携を図り、水環境保全に関する意識啓発のための様々な水辺イベントや環境学習、清掃活動などを協働で推進する。

市内の運動公園等については、平成 32 年度開催予定の東京オリンピックにおける練習場としての誘致を見据え、積極的な情報発信等を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 7【事業名】 川口二丁目地区整備事業(再掲) 【内容】 本市独自の地域資源である霞ヶ浦の水辺を活かした複合レクリエーション施設の整備 【実施時期】 平成 25 年度～30 年度</p>	<p>土浦市・民間事業者</p>	<p>川口二丁目地区は、霞ヶ浦に面した水郷筑波国定公園の玄関口であり、土浦駅から徒歩約 10 分に位置している。周辺にはマリナーや川口運動公園が立地し、温泉も湧出するなど、多くの観光客を受け入れることが可能なポテンシャルを有している。</p> <p>そこで、公共と民間の連携により、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、中心市街地における憩いの場として市民に広く開放されるとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する。</p> <p>複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約 40km ある 2 つの自転車道(つくばりんりんロード、霞ヶ浦自転車道)の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。</p> <p>川口運動公園については、平成 31 年度開催予定の第 74 回国民体育大会茨城大会における会場として、野球場観覧席の増設整備を行うなど、施設の整備・拡充を進めることにより、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>また、関係機関・関係団体等との連携を図り、水環境保全に関する意識啓</p>	<p>◆支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 ◆実施時期 平成 29 年度～30 年度</p>	

		<p>発のための様々な水辺イベントや環境学習、清掃活動などを協働で推進する。</p> <p>本事業にあわせて、「水質浄化噴水施設整備促進事業」を実施し、霞ヶ浦湖畔に水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいくなるきれいで魅力ある空間整備を目指す。</p> <p>中心市街地における大きな2つの観光拠点である「霞ヶ浦の水辺空間」と「亀城公園を中心とした歴史的街並み」を土浦駅東西に配置することによって、観光地としての魅力を高めるとともに、回遊性を向上させ、中心市街地全体の賑わいにつなげる事業であるが、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、その検討結果を踏まえたうえで、共同事業により、平成30年度までの整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。</p>		
<p>No. 33【事業名】 まちなか交流ステーション事業 【内容】 モール505の空き室を賃借して設置しているまちなか交流ステーションの運営を行う 【実施時期】 平成22年度～</p>	<p>土浦市</p>	<p>中心市街地の空き店舗を活用し、市民の憩う交流拠点施設として「まちなか交流ステーション」を開設し、3事業（①人が触れ合う交流機能・情報発信事業、②学びステーション事業、③ランニング・サイクルステーション事業）を継続実施するものである。</p> <p>来街者が休憩しながら、各種イベント情報や土浦の魅力に触れるとともに、学生が常に集う拠点として、また市民・学生と来街者の交流や協働によるまちづくりを实践する場として、賑わいの創出に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業で</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成26年度～30年度</p>	

		ある。		
No. 34【事業名】 (仮称) 中心市街地まちなか活性化活動支援事業 【内容】 商業団体及び市民団体等が実施する賑わい創出イベントへの助成 【実施時期】 平成 26 年度～	土浦市	活力と賑わいのある商店街区の形成を図るため、商店街組織、土浦商店街連合会、事業協同組合、土浦商工会議所等の商業団体及びNPO法人、大学、専門学校等の市民団体等が、ウララ広場、モール505ステージ、滝の前広場、まちかど蔵などの都市空間並びに施設、中心市街地商店街の空き店舗などを活用して、自主的に取り組む集客や販売促進等のイベント事業に対し、支援する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度	
No. 35【事業名】 食のまちづくり事業 【内容】 カレーフェスティバル開催やオリジナルカレーの普及開発による商店街の活性化 【実施時期】 平成 17 年度～	土浦市・土浦市食のまちづくり推進協議会・土浦商工会議所ほか	本市の食の歴史・文化を活かした個性的なまちづくりの一環として、土浦ブランドの「つちうらカレー物語」などの名物料理の開発普及とともに、カレーフェスティバルを開催し、土浦のカレーを全国に発信するなど「食のまち土浦」を目指す。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度	
				
No. 36【事業名】 土浦まちなか元気市開催事業 【内容】 中心市街地のまちなか空間を活用した賑わい創	土浦市・土浦商工会議所・NPO法人まちづくり活性化土浦ほ	中心市街地の商店街・目抜き通りの空間を活用して、商業者・農業者及び関係団体、市民の参加により、中心市街地においてイベントを開催することで、商店街への相乗効果と土浦の元気や賑わいのイメージを創出する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創	◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度	

<p>出イベント 【実施時期】 平成 20 年度～</p>	か	<p>出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
<p>No. 37【事業名】 土浦市産業祭開催事業 【内 容】 中心市街地のまちなか空間を活用した賑わい創出イベント 【実施時期】 昭和 52 年度～</p>	土浦市産業祭実行委員会	<p>商業・工業・農業等の本市の産業を広く紹介し、生産者・販売者と消費者の交流を深め、市民生活の向上と産業の振興と発展に寄与し、あわせて中心市街地への誘客を図るため、川口ショッピングモール 505 等を会場として、土浦市産業祭を開催する。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 38【事業名】 プレミアム付商品券発行事業 【内 容】 プレミアム付き商品券発行による商業活性化 【実施時期】 平成 18 年度～</p>	土浦商工会議所	<p>市内の協力店で期間を限定して使用できる商品券(1割のプレミアム付商品券)を発行し、郊外大型ショッピングセンターへの買い物客の流出防止、中心市街地商店への誘客と個人消費を喚起する。</p> <p>商業の活性化を図る本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度、平成 28 年度～30 年度</p>	
<p>No. 39【事業名】 土浦桜まつり事業 【内 容】 市内各所の桜名所でのぼんぼり装飾やライトアップの実施のほか、まちなか桜巡りバスの運行など 【実施時期】 昭和 25 年度～</p>	土浦桜まつり実行委員会	<p>亀城公園を中心にステージイベントが行われるほか、乙戸沼公園・桜川・真鍋小等、市内にある桜の名所で協賛行事を開催する。市民の憩いの場として親しまれている亀城公園を中心に市の花である「さくら」を広く紹介し、観光客の誘致と市民のふれあいを図る。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、来街者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 40【事業名】 土浦まちなか賑わい彩り・鯉の</p>	土浦市・土浦商店街連合会	<p>中心市街地の都市空間や街路灯等を活用し、ペナント、フラワーポット、幼稚園児等が描いた鯉のぼり等を設</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p>	

<p>ぼり事業 【内 容】 中心市街地の都市空間や街路灯等を活用した市民・商店街等とのイベント開催 【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>ほか</p>	<p>置き、賑わいを創出する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、来街者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>ト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 41【事業名】 土浦キララまつり事業 【内 容】 駅前通りを中心とした七夕踊りやパレードの実施 【実施時期】 平成 2 年度～</p>	<p>土浦キララまつり実行委員会</p>	<p>土浦キララまつりは、歩行者天国となる土浦駅前通りを中心に多くの人で賑わい、安心・安全まちづくりパレードや七夕おどり、土浦新郷土民謡、山車の巡行など盛りだくさんのイベントで、中心市街地がまつり一色に染まる。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、来街者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 42【事業名】 土浦全国花火競技大会事業 【内 容】 全国の花火師による競技大会 【実施時期】 大正 14 年～</p>	<p>土浦全国花火競技大会実行委員会</p>	<p>全国煙火業者の出品により花火競技大会を開催し、広く観客の鑑賞に供するとともに煙火業者の技術の向上を図り、あわせて本市観光事業及び商工業の発展に寄与する本事業は、中心市街地の活性化に資する事業である。</p> 	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 43【事業名】 ウィンターフェスティバル事業 【内 容】 毎年冬季に土浦駅前広場にイルミネーションランプを設置、点灯する 【実施時期】 平成 5 年度～</p>	<p>ウィンターフェスティバル実行委員会</p>	<p>土浦駅前広場にイルミネーションを設置し、冬季のまちなかに美しい夜景を創出する。 冬の風物詩として本事業を継続的に実施していくことは、まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p> 	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	

		る。		
No. 44【事業名】 かすみがうらマ ラソン兼国際盲 人マラソンかす みがうら大会 【内 容】 環境と福祉への 関心を高めるこ とを目的とした 市民マラソンの 開催 【実施時期】 平成 2 年度～	かすみが うらマラ ソン大会 実行委員 会	「甦れ 霞ヶ浦 水はスポーツの 源」「体験する福祉・ノーマライゼー ションの実践」をテーマに掲げ、環境 と福祉への関心を高めることを目的 とする。第 20 回大会からは、モール 505 を会場に「ランナーズ・ヴィレ ッジ」を開催するなど、単にマラソン 大会に参加するだけではなく、土浦全 体を PR することを目指し、スポーツ 観光事業として新たな取り組みを実 践している。 多くの市民等が参加し、賑わいを創 出することで周辺商店街への波及効 果をもたらす本事業は、まちを利用す る人を増やすことを目標とする中心 市街地の 活性化に 資する事 業であ る。	◆支援措置 中心市街地 活性化ソフ ト事業 ◆実施時期 平成 26 年度 ～30 年度	
No. 45【事業名】 土浦薪能開催事 業 【内 容】 土浦城址におい て開催される薪 能への支援 【実施時期】 平成 10 年度～	土浦薪能 倶楽部	本市の歴史・文化的遺産である土浦 城址において、歴史と伝統を生かした まちづくりの推進のために市民の自 主的な文化活動として行われている 土浦薪能の開催を支援する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創 出することで来街者の増加に寄与す る本事業は、まちに来る人を増やすこ とを目標とする中心市街地の活性化 に資する事業である。	◆支援措置 中心市街地 活性化ソフ ト事業 ◆実施時期 平成 26 年度 ～30 年度	
No. 46【事業名】 中心市街地商店 街シャッターア ート事業 【内 容】 空き店舗のシャ	土浦市	まちなかに彩りを創出し、来街者等 の歩行者通行量の増加とにぎわいを 創出するとともに、安心安全なまちづ くりを推進するため、中心市街地エリ アの営業中の店舗や、空き店舗のシャ ッターに、地元高校・大学等の協力を	◆支援措置 中心市街地 活性化ソフ ト事業 ◆実施時期 平成 28 年度	



<p>ッターに絵を描くことによる賑わい創出</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>		<p>得て絵を描くことで魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>～30 年度</p>	
<p>No. 47【事業名】 (仮称) まちなかウェルネスステーション整備事業</p> <p>【内 容】 健康づくり拠点整備</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>土浦市・NPO法人土浦スポーツ健康倶楽部</p>	<p>霞ヶ浦の水辺エリアやサイクリングロードへの拠点施設整備、中心市街地の空き店舗を利活用した健康づくりの拠点整備により、市民の健康増進を図るとともに、まちの元気を創出する。</p> <p>スポーツを通じたまちづくりにより、まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 48【事業名】 (仮称) まちなかフラワーロード事業</p> <p>【内 容】 フラワーロード整備による商店街の活性化</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>土浦市・商店街・市民ボランティア</p>	<p>川口ショッピングモール505内に配置されている水路等の都市空間の既存施設を活用し、季節の花々の彩りを演出することで、歩きたくなる魅力ある商店街を演出し、歩行者通行量の増加とにぎわいの創出を図る。事業実施にあたっては、商店会や市民ボランティアなどとの協働事業とする。</p> <p>まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 49【事業名】 土浦市観光物産拠点施設整備事業</p> <p>【内 容】 ウララビルへの観光物産館の移転整備</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>土浦駅東口のキララ館を新庁舎が整備されるウララビル内に移転し、一角にレトルトカレー試食コーナーを設けるなど、「カレーの街土浦」のPRとともに、物産品等のより一層の充実を図り、入館者数の増加を図る。</p> <p>まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度</p>	
<p>No. 50【事業名】 土浦花火展示室整備事業</p>	<p>土浦市</p>	<p>キララ館の移転に伴い、跡施設を「土浦の花火」の展示室として整備し、歴代の花火ポスターや10号玉、</p>	<p>◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p>	

<p>【内 容】 花火展示場整備 【実施時期】 平成 27 年度</p>		<p>打上げ筒、花火写真等を設置することで、土浦花火のPRに努め、観光客等の誘致を図る。 まちなかの魅力の情報発信により、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>ト事業 ◆実施時期 平成 27 年度</p>	
<p>No. 51【事業名】 中心市街地新規 出店者育成支援 事業 【内 容】 チャレンジショ ップや創業塾な ど創業支援事業 の実施 【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 30 年度</p>	土浦市	<p>新庁舎や新図書館の整備などにより、駅周辺の商業環境には新たな需要も発生することが想定されることから、新規創業者の育成と空き店舗等への開業誘導を図るため、創業塾やチャレンジショップの開設など創業支援事業の事業化に向け、検討を行う。 市民・事業者等の起業機会の創出に寄与する本事業は、まちで働く人・活動する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地 活性化ソフ ト事業 ◆実施時期 平成 28 年度 ～30 年度</p>	
<p>No. 68【事業名】 川口運動公園野 球場整備事業 【内 容】 川口運動公園野 球場の整備 【実施時期】 平成 28 年度～</p>	土浦市	<p>夏の高校野球選手権大会・茨城県予選の県南地区唯一の会場である川口運動公園野球場を整備することにより、県南地区の野球競技の発展及び各種大会の決勝戦等を開催する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 中心市街地 再活性化特 別対策事業 ◆実施時期 平成 26 年度 ～29 年度</p>	
<p>No. 79【事業名】 (仮称)桜町三 丁目横丁テナ ントミックス事業 【内 容】 中心市街地の空 き地を活用した テナントミッ クス事業 【実施時期】 平成 30 年度</p>	民間事業者	<p>中心市街地の空き地に、民間活力によって多様な特色を持った飲食店等が集積するテナントミックス店舗を建設する。 これにより、新たな賑わい拠点が生まれ中心市街地の回遊性が図られることにより、歩行者交通量の増加が見込まれる。 テナントは小規模店舗（7 坪程度）を基本とし、比較的小さな資金で出店できることから創業意欲の喚起</p>	<p>◆支援措置 地域文化資 源活用空間 創出事業費 補助金(中心 市街地活 性化事業) ◆実施時期 平成 30 年度 ◆支援措置 地域・まちな</p>	

		と雇用機会の創出を促進する。 また、将来入店者が事業規模を拡大する際に、中心市街地空き店舗へ誘導することにより空き店舗数の減少に資する事業である。	か商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業 ◆実施時期 平成30年度	
--	--	--	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 7【事業名】 川口二丁目地区整備事業 (再掲) 【内容】 本市独自の地域資源である霞ヶ浦の水辺を活かした複合レクリエーション施設の整備 【実施時期】 平成25年度～30年度	土浦市・民間事業者	<p>川口二丁目地区は、霞ヶ浦に面した水郷筑波国定公園の玄関口であり、土浦駅から徒歩約10分に位置している。周辺にはマリナーや川口運動公園が立地し、温泉も湧出するなど、多くの観光客を受け入れることが可能なポテンシャルを有している。</p> <p>そこで、公共と民間の連携により、霞ヶ浦の眺望を活かした飲食施設や温浴施設、観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進めて、中心市街地における憩いの場として市民に広く開放されるとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設を整備することで、水辺の賑わいを創出するとともに、舟運事業の拡充により、水辺の動線を強化する。</p> <p>複合レクリエーション施設の整備にあたっては、本地区が各々全長約40kmある2つの自転車道(つくばりんりんロード、霞ヶ浦自転車道)の結節地点であることから、休憩場所等の機能整備により、自転車利用者も訪れ</p>	◆支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(土浦市中心市街地区)) ◆実施時期 平成27年度～30年度	

		<p>やすい場とするとともに、県のサイクリングロード整備計画に合わせた拠点にもなるよう設計する。</p> <p>川口運動公園については、平成 31 年度開催予定の第 74 回国民体育大会茨城大会における会場として、野球場観覧席の増設整備を行うなど、施設の整備・拡充を進めることにより、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>また、関係機関・関係団体等との連携を図り、水環境保全に関する意識啓発のための様々な水辺イベントや環境学習、清掃活動などを協働で推進する。</p> <p>本事業にあわせて、「水質浄化噴水施設整備促進事業」を実施し、霞ヶ浦湖畔に水質浄化のシンボルとなる長さ世界一の噴水の整備を促進することで、観光客が訪れたいきれいで魅力ある空間整備を目指す。</p> <p>中心市街地における大きな 2 つの観光拠点である「霞ヶ浦の水辺空間」と「亀城公園を中心とした歴史的街並み」を土浦駅東西に配置することによって、観光地としての魅力を高めるとともに、回遊性を向上させ、中心市街地全体の賑わいにつなげる事業であるが、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、その検討結果を踏まえたうえで、共同事業により、平成 30 年度までの整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。</p>		
<p>No. 52【事業名】 つちうらカレー物語アンテナショップ整備に向けた調査研究事業</p> <p>【内容】 カレーのまちの</p>	<p>土浦市・土浦商工会議所</p>	<p>中心市街地の空き店舗を利活用し、平成 17 年から展開しているカレーによる食のまちづくりの取り組みを活かした「つちうらカレー物語」のアンテナショップ開業について、事業規模・採算性等について調査を行うとともに、アンテナショップを開業することで、「カレーのまち つちうら」を</p>	<p>◆支援措置 中心市街地再興戦略事業費補助金</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度</p>	

<p>アンテナショップ整備に向けた調査研究</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>広く発信し、中心市街地の魅力アップを図り、まちに賑わいを創出する。</p> <p>まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
<p>No. 53【事業名】 土浦市中心市街地開業支援事業</p> <p>【内 容】 中心市街地内の空き店舗・空きオフィスに新規開業する起業家・事業者に対する賃借料等の一部補助</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>中心市街地の空き店舗へ新たに開業する起業家・事業者（小売業・飲食業・サービス業）に対し、家賃の一部を支援することにより、空き店舗を解消し、魅力ある商店街の形成を図る。</p> <p>また、中心市街地の空きオフィスへ新たに開業する起業家・事業者に対し、家賃の一部を支援することにより、空き事務所の解消と新たな雇用の創出を図るとともに、業務機能の集積を促進する。</p> <p>中心市街地の商業機能の集積による魅力の向上を図り、賑わいの創出に寄与するとともに、中心市街地の業務機能の拡充に寄与する本事業は、まちに来る人やまちで働く人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	
<p>No. 54【事業名】 （仮称）中心市街地開業支援事業（2）中心市街地オフィス開業支援事業</p> <p>【内 容】 中心市街地内の空きオフィスに新規開業する起業家・事業者に対する賃借料等の一部補助</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>中心市街地の空き店舗へ新たに開業する起業家・事業者に対し、家賃の一部を支援することにより、空き事務所の解消と新たな雇用の創出を図るとともに、業務機能の集積を促進する。</p> <p>中心市街地の業務機能の拡充に寄与する本事業は、まちに来る人やまちで働く人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（土浦市中心市街地地区）（効果促進事業））</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～30 年度</p>	<p>No.53 土浦市中心市街地開業支援事業に統合</p>
<p>No. 55【事業名】 商業・商店街活</p>	<p>土浦市中心市街地</p>	<p>新庁舎や図書館等の整備など、中心市街地活性化に向けた先導的的事业が</p>	<p>◆支援措置 中心市街地</p>	

<p>性化アドバイザー活用事業</p> <p>【内容】 中小企業基盤整備機構から専門家の派遣を受け、商店街の活性化に向けた事業検討を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>活性化協議会</p>	<p>進む中、商店街の活性化の方向性やこれまでの取り組みを踏まえた事業の再検討を行うため、中心市街地商業活性化アドバイザーの派遣を受け、そのノウハウを活用する。</p> <p>中心商店街の魅力の向上を図る本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>商業活性化アドバイザー派遣事業</p> <p>◆実施時期 平成 26 年度～</p>	
--	---------------	--	---	--

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 38【事業名】 プレミアム付商品券発行事業(再掲)</p> <p>【内容】 プレミアム付き商品券発行による商業活性化</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>土浦商工会議所</p>	<p>市内の協力店で期間を限定して使用できる商品券(1割のプレミアム付商品券)を発行し、郊外大型ショッピングセンターへの買い物客の流出防止、中心市街地商店への誘客と個人消費を喚起する。</p> <p>商業の活性化を図る本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 地域住民生活等緊急支援のための交付金</p> <p>◆実施時期 平成 27 年度</p>	

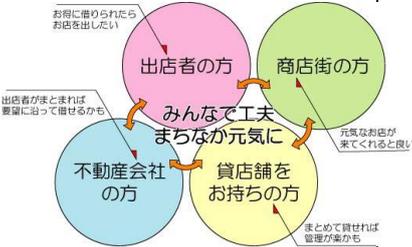
(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No.17【事業名】 水質浄化噴水施設整備促進事業(再掲)</p> <p>【内容】</p>	<p>土浦市等</p>	<p>本市では、第 7 次総合計画において「地域資源を活かした活力あるまちづくり」を基本理念の一つとして掲げ、「霞ヶ浦の水質浄化」と「霞ヶ浦とその周辺の水辺空間を活かしたま</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

<p>地域資源である霞ヶ浦を活かした水質浄化噴水施設の整備促進</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>		<p>ちづくりの推進」を重点事業として、地域資源の魅力化を図り、交流人口の拡大を目指している。</p> <p>水質浄化については、茨城県が土浦港に霞ヶ浦直接浄化施設を設置し、取水した水中のりんを除去する湖水の直接浄化を行い、植物プランクトンの発生を抑制して、大量の浄化水を放出している。</p> <p>国土交通省でも、湖に設置される噴水には、曝気機能・冷却機能・水流発生機能があり、アオコ等の藻類の増殖環境を低減させることから、噴水を兼ねた水質浄化施設を社会資本として各地に整備している。</p> <p>そこで、土浦港に放出される浄化水を活用した噴水を霞ヶ浦湖畔に整備することで、本市独自の水質浄化対策に貢献する。</p> <p>本事業については、国（国土交通省）・茨城県・関係機関・民間事業者等と協議を行う中で課題等を整理し、その検討結果を踏まえたうえで、共同事業により、平成 30 年度までの整備を目指して、事業化の促進を図るものとする。</p> <p>一方、首都圏には 3,500 万人もの交流人口がいるにも関わらず、既存の施設だけでは十分に呼び込めていない現状があり、噴水であれば、水質浄化対策だけでなく、修景効果も見込めることから、集客効果が高い新しい観光インフラになり得る。</p> <p>噴水は一定間隔をもって設置し、駆動ノズルと併用することにより広範囲での水質浄化が可能になり、その長さを世界一とすることで、観光インフラとしての付加価値を高めることとする。</p> <p>噴水施設が整備された後は、旅行代理店と連携した旅行商品の普及促進、霞ヶ浦と土浦の歴史・文化を軸とする地域間交流の促進や各種 P R 活動を</p>		
--	--	---	--	--

		<p>推進するなど、霞ヶ浦の水辺を訪れた人々がまちなかを回遊するための仕掛けづくりに努めることとする。</p> <p>世界一の噴水を起爆剤として、土浦駅前をはじめとする中心市街地に賑わいが創出されれば、民間投資を呼び込むことも可能となり、経済活力を向上させる波及効果をもたらすことになる。</p> <p>以上のことから、本事業は、中心市街地のみならず、郊外部や周辺市町村の経済活力を向上させる波及効果を持つ事業であることから、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」における民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図るとの方針にも合致するものであり、日本経済の再生にも資するものである。</p>		
<p>No. 56【事業名】 世界湖沼会議誘致促進事業 【内容】 世界湖沼会議の本市開催の誘致を促進する 【実施時期】 平成 26 年度～27 年度</p>	土浦市等	<p>世界湖沼会議は、研究者・行政担当者・NGOや市民等が一同に集まり、世界の湖沼及び湖沼流域で起こっている多種多様な環境問題やそれらの解決に向けた取り組みについての議論や意見交換を行う国際会議である。</p> <p>平成 7 年には、本市で「人と湖沼の調和～持続可能な湖沼と貯水池の利用を目指して～」をテーマに、第 6 回湖沼会議が開催され、その際に発表された霞ヶ浦宣言では、「①人口と生物多様性に関する宣言、②開発計画が環境に与える影響に関する宣言、③知識と技術の移転に関する宣言、④パートナーシップに関する宣言、⑤環境教育についての宣言、⑥総合的な流域管理に関する宣言、⑦共通の理解に関する宣言」の 7 つの宣言がなされている。</p> <p>世界湖沼会議の開催を機に、霞ヶ浦の水質浄化への本市の取り組みが各方面で評価されており、本事業とあわせて、「水質浄化噴水施設整備促進事業」を実施することで、霞ヶ浦宣言を</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

		踏まえた新たな取り組みを世界に向けてPRすることが可能となり、その結果として環境都市としての土浦の魅力がより一層高まり、交流人口を増やすことが可能となる事業である。		
No. 57【事業名】 中心市街地活性化シンポジウム開催事業 【内容】 有識者による基調講演及びパネルディスカッションで構成されるシンポジウムの開催 【実施時期】 平成 26 年度	土浦市・土浦市中心市街地活性化協議会	<p>本市では「土浦市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の魅力と活力を向上させるため、市庁舎等の都市機能の再配置・整備等により集積を図るとともに、歴史的・自然的資源が融合した、質の高いコンパクトなまちづくりを推進することにより、県南地域の拠点として、多くの人々が集い交流し、人々が生き生きと安心して楽しく暮らせる良好な中心市街地の形成に取り組んでいる。</p> <p>その実現への可能性を探る一歩として、まちづくりに対する市民の関心を高めることを目的に、「歴史が息づき 人々が集う、魅力ある湖畔の都市」をテーマとし、地域住民、各種関係団体、市議会、行政職員等を対象に、有識者による基調講演及びパネルディスカッションで構成される中心市街地活性化シンポジウムを開催する。</p> <p>本事業は、市民への基本計画の周知徹底に加え、その取り組みや進捗を市民に見える形で伝えることが可能となることから、地域ぐるみで取り組むことの重要性を掲げる国の基本方針に合致する中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 58【事業名】 中心市街地「まちの駅」おもてなし事業 【内容】 まちづくりの拠点となる「まちの駅」設置による商店街の回遊性向上を図る	土浦市	<p>中心市街地の既存施設や商業者等の参加により、市内「まちの駅」が連携し、人・モノ・情報の交流を深め、おもてなしの心をもって多くの来訪者に「まちの駅」と中心市街地を楽しく回遊してもらうことでまちの魅力を高め、更なる活性化を図る。</p> <p>多くの市民が活動し、来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	

<p>【実施時期】 平成 21 年度～</p>		<p>の活性化に資する事業である。</p>		
<p>No. 59【事業名】 土浦繁盛記事業 【内 容】 中心市街地における空き店舗に関する様々な情報の提供 【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>土浦商工会議所</p>	<p>土浦まちなかあきない情報</p>  <p>空き店舗の有効活用により、まちなかを元気にすることを目的として、市民や地域の事業者等と連携して、空き店舗に関する様々な情報の提供等を実施する。</p> <p>市民・事業者等の起業機会の創出に寄与する本事業は、まちで働く人・活動する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p> 	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 60【事業名】 駐車場利用促進事業 【内 容】 駅周辺の駐車場利用の促進 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	<p>土浦市・民間事業者</p>	<p>自家用車利用者の利便性の向上を図ることで中心市街地への来街機能を強化するため、共通駐車券の発行や、商店街と協力したクーポン券やポイントカードの発行など駐車場の利用促進事業について検討する。</p> <p>まちなかの魅力を高め、賑わいの創出に寄与するなど、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 61【事業名】 土浦ひなまつり事業 【内 容】 土浦まちかど蔵周辺を中心に商家に伝わる雛人形、手作りによる色とりどりの「つるし雛」などの展示 【実施時期】</p>	<p>土浦市観光協会</p>	<p>江戸・明治時代から商家に伝わる「雛人形」や色鮮やかなちりめんで作った「つるし雛」、日本一の生産量を誇るレンコンの花托を使用した「霞蓮雛人形」などが、中心市街地商店街をメインに展示されるほか、さまざまなイベントが行われている。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、来街者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	

平成 16 年度～				
No. 62【事業名】 サウンド蔵つち うらムーンライ トコンサート開 催事業 【内 容】 商店街が実行委 員会を組織する 音楽イベントへ の支援 【実施時期】 平成 8 年度～	サウンド 蔵つちう ら実行委 員会	<p>中心市街地の商店会が事業主体となり、商店街の活性化と賑わい創出のため実施するジャズコンサートの開催を支援する。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 63【事業名】 がんBAR（バル）土浦！ドリ ンクラリー事業 【内 容】 中心市街地の飲 食店を巡るイベ ントを通しての 回遊性の向上・ 商店街の活性化 を図る 【実施時期】 平成 23 年度～	土浦商工 会議所	<p>中心市街地をエリア分けし、マップを見ながらラリー形式で各エリアの飲食店を飲み・食べ歩くイベントを開催し、まちなかの回遊性と賑わいを創出する。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 64【事業名】 かすみがうらマ ラソン「ランナ ーズ・ヴィレッ ジ」 【内 容】 参加したランナ ーの語らいの場 の提供とともに、回遊性向上 を図る 【実施時期】 平成 22 年度～	かすみが うらマラ ソン大会 実行委員 会	<p>中心市街地のまちなか空間等を活用し、市民・事業者等とともに開催している「土浦まちなか元気市」との併設により、まちなかのにぎわい創出と活性化を図る。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、来街者を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 65【事業名】 まちなか農産物 販売「Kトラ市」	土浦市	<p>毎週曜日を決め、決められた場所において販売する。また次回の希望野菜等の注文を受ける。さらに、産地であ</p>	◆支援措置 該当なし ◆実施時期	

<p>【内 容】 まちなかでの軽トラックによる農産物の販売 【実施時期】 平成 26 年度～</p>		<p>る農業者等とのつながりを持つことで、産地と消費者を結ぶことが出来る。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで周辺商店街への波及効果をもたらす本事業は、まちを利用する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	—	
<p>No. 66【事業名】 治安向上対策事業 【内 容】 中心市街地の繁華街の定期的なパトロール実施 【実施時期】 平成 16 年度～</p>	自主防犯組織	<p>「地域は自分たちで守る」を基本理念に、防犯活動の活性化のため、青色防犯パトロール車によるパトロールを始め、警察・防犯関係団体及び自主防犯組織との連携強化を図り、安心して安全なまちづくりの推進を図る。</p> <p>安全で安心なまちづくりの推進は、市民生活の平穏を維持し、さらには、安心して人が訪問できる環境を構築し、ひいては中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 67【事業名】 障害者社会参加活動支援事業 【内 容】 空き店舗を活用した就労訓練、地域交流の実践 【実施時期】 平成 22 年度～</p>	土浦市	<p>福祉の店を事業母体とし、障害者が作成する授産品等の販売や、職場体験等の場の確保、障害者が自らの能力を活かして社会参加活動を行うことを支援する。</p> <p>障害者が生きがいをもって元気に活動する場を提供する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 69【事業名】 水質浄化環境学習事業 【内 容】 霞ヶ浦の水質浄化意識の醸成 【実施時期】 平成 13 年度～</p>	土浦市	<p>霞ヶ浦の水質浄化の意識を醸成することを目的とし、親子水の探検隊、湖上セミナーを開催する。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 70【事業名】 温泉スタンド事業 【内 容】 温泉スタンドの</p>	(株)ラクスマリーナ	<p>市民の健康の増進に寄与するため、温泉の存在を広く周知して、それを利用する施設としての温泉スタンドを設置し、市民等に温泉湯を販売する。</p> <p>多くの市民等が参加し、賑わいを創</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	

<p>設置・販売 【実施時期】 平成 24 年度～</p>		<p>出すことで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>		
<p>No. 71【事業名】 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業 【内 容】 水辺に触れるイベントの開催 【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>(株)ラクス マリーナ</p>	<p>霞ヶ浦の水質等の状況を広く周知し、環境問題を考えるきっかけとすることで、未来の子供たちに綺麗な霞ヶ浦を残す。 また、住みよい社会づくりに貢献するため、マリンスポーツを通じた子供や高齢者、障害の有無を超えたふれあいの場としてのドラゴンボート、カヌー、アクセスディンギー等を使ったイベントを開催する。 多くの市民等が参加し、賑わいを創出することで来街者の増加に寄与する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	
<p>No. 72【事業名】 企業誘致事業 【内 容】 企業誘致のための奨励金の交付 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	<p>土浦市</p>	<p>本市では市内工業団地内への企業誘致を図るため、奨励金制度(3年間固定資産税相当額を奨励金として交付)を設けているが、工業団地内に限らず中心市街地を含む市街化区域等への立地の場合にも奨励金を交付するように要件を緩和し、企業誘致の促進を図る。 市民・事業者等の起業機会の創出に寄与する本事業は、まちで働く人・活動する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

【1】公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

本市における市民の移動手段は、自家用車への依存度が非常に高く、鉄道や路線バスなどの公共交通の利用者は、近年、減少傾向にある。特に、路線バスについては便数の減少や路線の廃止に伴い、利便性が低下している。

しかし、高齢者や学生など自動車を運転できない市民にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減にも有効な手段であることから、市街地の活性化を目的とした「まちづくり活性化バス・キララちゃん」や、高齢者の外出支援を目的としたデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」を運行している。

土浦市の基幹的な地域交通である路線バスは、平成 24 年 4 月現在、市内の全 42 系統のうち約 8 割の 33 系統が土浦駅を起点としており、土浦駅を中心とする中心市街地は公共交通の結節点として重要な役割を果たしている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

今後は、新市庁舎や新図書館等の公共公益施設の立地により、土浦駅周辺の交通量の増加が見込まれることから、自動車利用の抑制とともに、中心市街地の交通結節点としてのさらなる機能強化とアクセス性の向上、バスや鉄道の利用促進を図ることが大きな課題であり、誰もが利用できる公共交通機関の利便性の増進を図る必要がある。

このため、土浦駅西口駅前広場の改修や土浦駅東・西口のペDESTリアンデッキの整備など、中心市街地の交通結節点としての機能強化を図る必要がある。あわせて、平成 26 年度には、常磐線の東京駅乗り入れも予定されていることから、公共交通利用の推進を図るとともに、誰もが乗降しやすい低床バスの増便や路線・時刻の固定化等により、路線バスの利便性の向上を図る必要がある。

なお、取り組みにあたっては、「土浦市地域公共交通総合連携計画」を基本とし、中心市街地に住む人、来る人、また中心市街地で働く人、活動する人を増やすという本計画の将来像と活性化の目標を実現するため、第 4 章から第 7 章までに掲げた中心市街地の活性化を図る取り組みと一体的に公共交通機関の利便性の向上を推進していくものとする。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 73【事業名】 まちづくり活性化バス運行支援事業 【内容】 中心市街地の活性化を最大の目的として運行する「まちづくり活性化バス・キララちゃん」への運行支援 【実施時期】 平成 16 年度～	N P O 法人まちづくり活性化土浦	自動車を運転しない人の移動手段の確保により、まちなかの利便性や来街機能・集客力アップを図るなど、中心市街地の活性化を最大の目的として運行する「まちづくり活性化バス・キララちゃん」の運行支援を行う。 過度に自動車に依存しない中心市街地の形成に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ◆実施時期 平成 26 年度	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 5【事業名】 土浦駅西口広場整備事業(土浦駅西通り線)(再掲) 【内容】 現在の土浦駅西口広場の日本庭園を撤去し、広場	土浦市	土浦駅前市街地再開発ビル「ウララ」への市庁舎移転及び土浦駅前北地区市街地再開発事業に関連した整備であり、市庁舎移転及び市街地再開発事業の完成後に変化や増加が予想される人および車への対応を図るため、バリアフリー基本構想到に合致した、安全かつ安心して移動	◆支援措置 社会資本整備総合交付金(市街地整備事業(関連社会資本整備事業)) ◆実施時期	

の改修を行う 【実施時期】 平成 25 年度～29 年度		できる広場への改修工事を行う。 歩行者、車椅子利用者等の安全性を高めるとともに車利用者の走行快適性を高めることで、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	平成 25 年度 ～29 年度	
No. 74【事業名】 広報PR事業(公共交通案内板設置) 【内 容】 土浦駅西口広場への路線バスの案内看板設置 【実施時期】 平成 26 年度～29 年度	土浦市	公共交通機関の利用者の利便の増進を図るため、土浦駅西口バスターミナルの改修に併せ、案内板を新たに設置する。 公共交通の利用促進に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(土浦市中心市街地地区)) ◆実施時期 平成 26 年度～29 年度	
No. 75【事業名】 バス停環境の改善 【内 容】 快適にバスを待つことができるよう、バス停や待合所等の整備を行う 【実施時期】 平成 26 年度～29 年度	土浦市	公共交通機関の利便性向上のため、利用者が快適にバスを待つことができるようバス停や待合所等の整備を図る。 バスの利用促進に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(土浦市中心市街地地区)) ◆実施時期 平成 26 年度～29 年度	

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 73【事業名】 まちづくり活性化バス運行支援事業(再掲) 【内 容】 中心市街地の活	N P O 法人まちづくり活性化土浦	自動車を運転しない人の移動手段の確保により、まちなかの利便性や来街機能・集客力アップを図るなど、中心市街地の活性化を最大の目的として運行する「まちづくり活性化バス・キララちゃん」の運行支援	◆支援措置 地域公共交通確保維持改善事業 ◆実施時期 平成 27 年度	

<p>性を最大の目的として運行する「まちづくり活性化バス・キララちゃん」への運行支援</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>		<p>を行う。</p> <p>過度に自動車に依存しない中心市街地の形成に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>～平成 30 年度</p>	
<p>No. 76【事業名】 公共交通特定事業</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス導入の推進 ・低床バスの路線・時刻固定 ・職員に対する研修や教育・訓練等 <p>【実施時期】 平成 22 年度～31 年度</p>	<p>バス事業者・土浦市</p>	<p>バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指す。</p> <p>高齢者や障害者など、だれもが乗降しやすいノンステップバスの導入の推進や低床バスの路線・時刻固定の推進、バス乗り場における低床バスの運行情報の表示並びに運転手等に対する研修や教育・訓練の実施等により、中心市街地にアクセスする路線バスの利便性の向上を図る。</p> <p>バスの利用促進に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業） ／らくらく乗り降りバス普及促進事業費補助金</p> <p>◆実施時期 平成 23 年度～31 年度</p>	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>No. 77【事業名】 高齢者移送サービス利用助成事業</p> <p>【内 容】 デマンド型福祉交通による高齢者の社会参加や通院等の移動支援</p>	<p>土浦市</p>	<p>デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の利用者に対する年会費の一部助成を通して、高齢者の社会参加や通院等の移動を支援し、高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>高齢者の外出機会を支援する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

<p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>				
<p>No. 78 【事業名】 土浦市重度障害者福祉タクシー料金助成事業</p> <p>【内 容】 重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー料金の助成</p> <p>【実施時期】 昭和 59 年度～</p>	<p>土浦市</p>	<p>タクシー利用時の料金の一部助成をすることにより、車の運転や歩行が困難な重度障害者にとって、行動範囲の拡大を促し、障害福祉の向上を図る。</p> <p>障害者の社会参加を支援する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	<p>◆支援措置 該当なし</p> <p>◆実施時期 —</p>	

土浦市中心市街地活性化基本計画 事業位置図

- 主に中心市街地全域で想定される事業**
- 6. かままちづくり事業
 - 16. 協働のまちづくりファンド事業（市全域対象）
 - 17. 水質浄化噴水施設整備促進事業
 - 18. 景観計画誘導事業（市全域対象）
 - 27. 都市福祉施設立地促進事業
 - 29. (仮称) まちなか定住促進事業
【共同住宅建設促進事業補助】
 - 30. まちなか定住促進事業
【新築住宅建替え・購入補助】
 - 31. まちなか定住促進事業
【賃貸住宅家賃補助】
 - 32. サービス付高齢者向け住宅整備誘導事業
 - 56. 世界湖沼会議誘致促進事業
 - 57. 中心市街地活性化シンポジウム開催事業
 - 66. 治安向上対策事業
 - 72. 企業誘致事業
 - 73. まちづくり活性化バス運行支援事業
 - 76. 公共交通特定事業
 - 77. 高齢者移送サービス利用助成事業（市全域対象）
 - 78. 土浦市重度障害者福祉タクシー料金助成事業
- 主に都心軸・連携軸で想定される事業**
- 11. 公共サイン整備事業
 - 13. バリアフリー推進事業
 - 75. バス停環境の改善

- 主に中心市街地における商業に関する事業**
- 34. (仮称) 中心市街地まちなか活性化活動支援事業
 - 35. 食のまちづくり事業
 - 36. 土浦まちなか元気市開催事業
 - 37. 土浦産業祭開催事業
 - 38. プレミアム付商品券発行事業（市全域対象）
 - 39. 土浦桜まつり事業
 - 40. 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業
 - 41. 土浦キララまつり事業
 - 42. 土浦全国花火競技大会事業
 - 43. ウィンターフェスティバル事業
 - 46. 中心市街地商店街シャッターアート事業
 - 47. (仮称) まちなかウェルネスステーション整備事業
 - 51. 中心市街地新規出店者育成支援事業
 - 52. つちうらカーリー物語アンテナショップ整備に向けた調査研究事業
 - 53. 土浦市中心市街地開業支援事業
 - 54. (仮称) 中心市街地開業支援事業 (2) 中心市街地オフィス開業支援事業
 - 55. 商業・商店街活性化アドバイザー活用事業
 - 58. 中心市街地「まちの駅」おもてなし事業
 - 59. 土浦繁盛記事業
 - 60. 駐車場利用促進事業
 - 61. 土浦ひなまつり事業
 - 63. がんBAR（バル）土浦！ドリンクラリー事業
 - 65. まちなか農産物販売「Kトラ市」



--- 中心市街地地域(約119ha)

【中心市街地の土地利用方針】

- おもむき 趣・おもてなしゾーン
- 歴史的景観の形成 -
- かがやき 輝・にぎわいゾーン
- 中心地の再生 -
- こちよい 快・こうりゅうゾーン
- 親水空間の活用 -
- 都心軸・連携軸

【事業分類】

- ハード事業：ゴシック体
- ソフト事業：明朝体
- ハード事業実施場所
- ソフト事業実施場所
- ハード事業実施エリア
- ソフト事業実施エリア
- 道路・モール整備事業

79. (仮称) 桜町三丁目横丁
テナントミックス事業